

つながるコンビニ交付の最新情報

令和元年 9 月

**地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
研究開発部**

行政手続き等に係る最新動向

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバйдの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

マイナンバーカードに係る最新動向

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

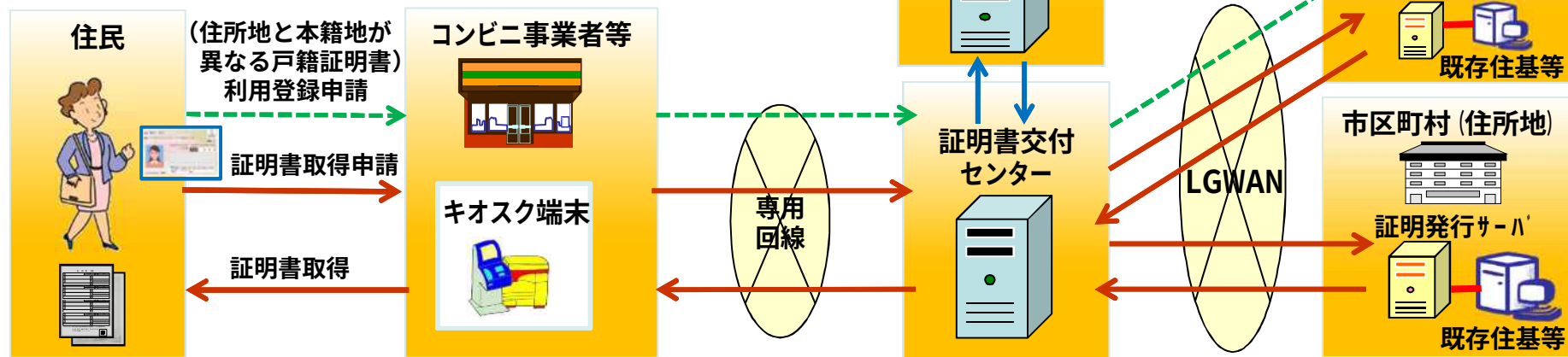
- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

コンビニ交付とマイナンバーカード利活用

コンビニ交付

市区町村

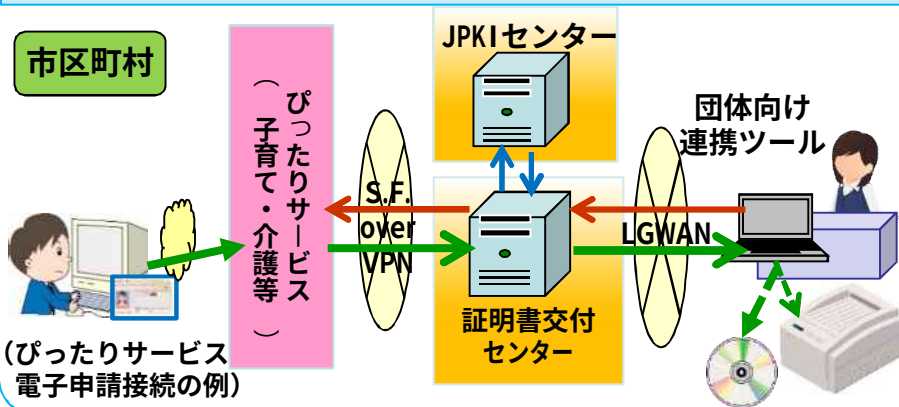
- ・「いつでも・どこでも・なんでも」住民自ら証明書が取得できる
- ・住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書も取得可能



地方認証プラットフォーム (JPKI認証基盤活用)

コンビニ交付サービスのJPKI認証基盤を活用しコンビニ交付参加市区町村は次のサービスが低コストで利用可能

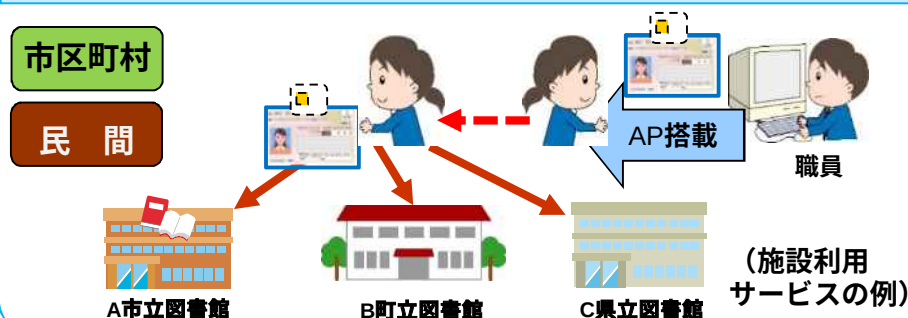
- ・ぴったりサービス電子申請接続
- ・らくらく窓口証明書交付 (窓口申請ツール)



マイナンバーカードAP搭載システム

マイナンバーカードにカードAPを搭載すれば近隣市区町村や都道府県等と連携してマイナンバーカードを活用した様々なサービスが提供できる

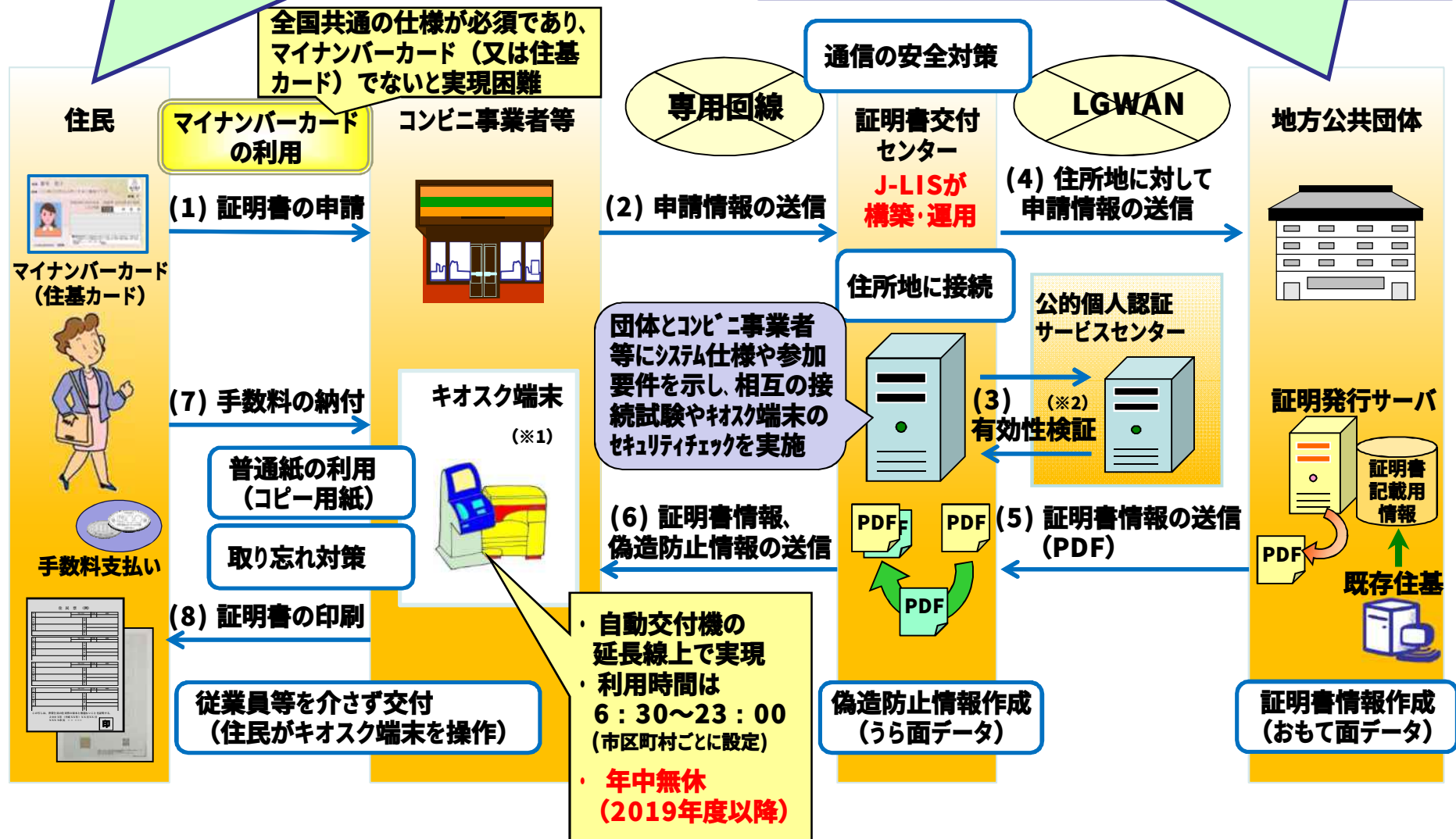
- ・引越しても継続してサービスを利用できる
 - ・経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能
- 【活用例】職員証、福祉パス(バス・タクシー)、図書館カード



コンビニ交付のイメージ

お住まいの市区町村でなくても「いつでも・どこでも・すぐに」
ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、
行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



（※1）不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。
（※2）マイナンバーカードで公的個人認証方式利用の場合。

市区町村の参加状況

(令和元年6月1日現在)

コンビニ交付参加団体	対象人口
622 団体	9,593 万人

都道府県	団体数	参加団体	都道府県	団体数	参加団体
北海道	15	札幌市 旭川市 室蘭市 岩見沢市 苫小牧市 江別市 千歳市 恵庭市 伊達市 石狩市 七飯町 上富良野町 幌延町 音更町 中標津町	三重県	11	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 いなべ市 伊賀市 東員町 菟野町 川越町
青森県	1	八戸市	滋賀県	18	大津市 彦根市 長浜市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
岩手県	7	盛岡市 宮古市 花巻市 一関市 奥州市 紫波町 矢巾町	京都府	7	京都市 亀岡市 城陽市 長岡京市 八幡市 木津川市 精華町
宮城県	12	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 利府町 南三陸町	大阪府	27	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 東大阪市 泉南市 交野市 熊取町
秋田県	7	秋田市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 仙北市	兵庫県	26	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 丹波市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 播磨町 神河町 太子町
山形県	5	山形市 鶴岡市 酒田市 長井市 天童市	奈良県	18	奈良市 大和高田市 大和郡山形市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 田原本町 上牧町 王寺町 広陵町
福島県	21	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 棚倉町 石川町 浅川町 三春町 富岡町 大熊町 双葉町 葛尾村	和歌山県	6	和歌山市 海南市 橋本市 田辺市 紀の川市 白浜町
茨城県	30	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 龍ヶ崎市 常総市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか 市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 大子町 八千代町 五霞町 境町 利根町	鳥取県	3	鳥取市 米子市 琴浦町
栃木県	17	宇都宮市 足利市 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 那須塩原市 さくら市 下野市 上三川町 芳賀町 壬生町 野木町 高根沢町 那須町	島根県	5	松江市 浜田市 出雲市 益田市 安来市
群馬県	6	前橋市 高崎市 伊勢崎市 沼田市 富岡市 玉村町	岡山県	11	岡山市 倉敷市 津山市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市 和気町 早島町 里庄町
埼玉県	28	さいたま市 川越市 熊谷市 所沢市 加須市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 幸手市 吉川市 小鹿野町 宮代町 杉戸町	広島県	9	広島市 呉市 三原市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 熊野町 世羅町
千葉県	26	千葉市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 柏市 市原市 八千代市 鴨川市 君津市 富津市 浦安市 印西市 白井市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 神崎町 芝山町 横芝光町	山口県	11	下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 柳井市 美祢市 周南市
東京都	45	全23区 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市	徳島県	8	徳島市 鳴門市 阿南市 美馬市 三好市 松茂町 藍住町 板野町
神奈川県	14	横浜市 川崎市 相模原市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市	香川県	9	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町
新潟県	11	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚沼市	愛媛県	5	松山市 宇和島市 伊予市 東温市 松前町
富山県	4	高岡市 氷見市 南砺市 射水市	福岡県	24	北九州市 福岡市 大牟田市 飯塚市 柳川市 八女市 行橋市 春日市 宗像市 古賀市 福津市 みやま市 糸島市 那珂川市 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 岡垣町 遠賀町 大刀洗町 福智町 荊田町 みやこ町
石川県	8	金沢市 小松市 加賀市 かほく市 能美市 津幡町 宝達志水町 中能登町	佐賀県	8	佐賀市 鳥栖市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町
福井県	10	福井市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町	長崎県	4	長崎市 佐世保市 大村市 西海市
山梨県	11	甲府市 富士吉田市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 富士川町 忍野村 富士河口湖町	熊本県	9	熊本市 八代市 人吉市 山鹿市 菊池市 宇土市 宇城市 阿蘇市 益城町
長野県	34	長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南牧村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 宮田村 大桑村 木曽町 山形村 山ノ内町	大分県	5	大分市 中津市 日田市 佐伯市 国東市
岐阜県	9	岐阜市 大垣市 高山市 関市 羽島市 各務原市 可児市 瑞穂市 下呂市	宮崎県	7	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 西都市 えびの市
静岡県	26	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町	鹿児島県	6	鹿児島市 鹿屋市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市
愛知県	24	豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 常滑市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 みよし市 長久手市	沖縄県	14	那覇市 宜野湾市 石垣市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 読谷村 北谷町 南風原町 八重瀬町

参加団体と実施店舗数

(令和元年6月1日現在)

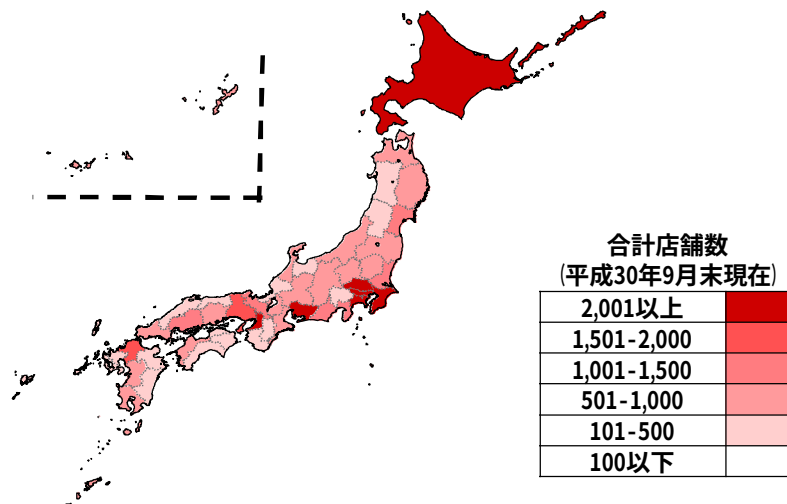
参加団体数及び各種証明書への取組団体数

※各種税証明…所得証明書、課税(非課税)証明書、納税証明書など

		提供サービス							
		住民票の 写し	住民票記載 事項証明書	印鑑登録 証明書	各種税 証明書	戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
							(住≠本)		(住≠本)
参加団体数	622	622	103	622	433	433	297	387	275
取組比率	-	100%	16%	100%	70%	70%	48%	62%	44%

コンビニ交付実施店舗数

全国約55,000店の以下のどの店舗でもコンビニ交付がご利用できます。

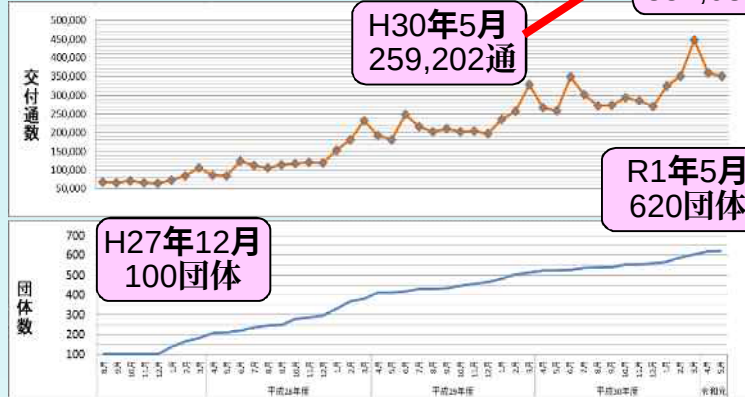
業態	事業者名	店舗数	開始年月	月間交付通数(5月)	業態	事業者名	店舗数	開始年月	月間交付通数(5月)													
コンビニエンスストア	セブン イレブン	20,634	H22. 2. 2	176,883	50.4%	地方スーパー	カスミ	158	H31.4.17	16	0.0%											
	ローソン	13,216	H25. 4. 4	64,402	18.4%		銀ビルストア ※	4	H31.4.17	0	0.0%											
	ファミリーマート	16,211	H25. 9. 2	86,300	24.6%	薬局	ウエルシア薬局	17	H30. 2.13	19	0.0%											
	セイコーマート	1,140	H26. 9. 1	510	0.2%		中部薬品 ※	63	H31.4.17	0	0.0%											
	国分グローサースチェーン	39	H27. 2. 2	85	0.0%		クリエイトエス・ディー ※	5	R1.5.15	5	0.0%											
	ミニストップ	2,162	H28.12.21	5,672	1.6%	ホームセンタ	DCMダイキ	1	H30.12.17	0	0.0%											
	ポプラ	3	H29. 9.22	32	0.0%		島忠	9	H31.2.20	7	0.0%											
	郵便	日本郵便	14	H29.10. 2	68	0.0%	団体	市区町村庁舎 (74団体)	137	H27. 7.20	15,863	4.5%										
イオンリテール		397	H26. 9. 1	756	0.2%	合 計		54,798		351,084	100.0%											
全国系スーパー	イオン北海道	39	H29.11. 1	30	0.0%	※コンビニ交付サービス開始時の店舗数。それ以外は、平成31年3月末現在の店舗数。  合計店舗数 (平成30年9月末現在) <table><tr><td>2,001以上</td><td></td></tr><tr><td>1,501-2,000</td><td></td></tr><tr><td>1,001-1,500</td><td></td></tr><tr><td>501-1,000</td><td></td></tr><tr><td>101-500</td><td></td></tr><tr><td>100以下</td><td></td></tr></table>					2,001以上		1,501-2,000		1,001-1,500		501-1,000		101-500		100以下	
	2,001以上																					
	1,501-2,000																					
	1,001-1,500																					
	501-1,000																					
	101-500																					
	100以下																					
	イオン九州	93	H30. 7. 2	43	0.0%																	
	イオンストア九州	13	H30. 7. 2	12	0.0%																	
	イオン琉球	35	H30.10.22	38	0.0%																	
	光洋	25	H30.11.19	20	0.0%																	
マックスバリュ東北	2	H31.1.9	2	0.0%																		
マックスバリュ九州	154	H31.2.20	55	0.0%																		
マックスバリュ南東北 ※	6	H31.4.17	0	0.0%																		
Aコープ東北	1	H26. 4.24	0	0.0%																		
エコープ鹿児島	3	H27. 7.16	11	0.0%																		
地方スーパー	平和堂	100	H30. 3.22	187	0.1%																	
	山陽マルナカ	78	H30. 6. 1	29	0.0%																	
	丸久	25	H30. 7.10	29	0.0%																	
	マルトグループホールディングス	1	H30. 9. 1	5	0.0%																	
	ジョヴィ	2	H30. 9.21	0	0.0%																	
	フジ	5	H31.1.25	4	0.0%																	
	スパーク	6	H31.3.20	1	0.0%																	

※コンビニ交付サービス開始時の店舗数。それ以外は、平成31年3月末現在の店舗数。

コンビニ交付の利用状況

(令和元年6月1日速報値)

月別交付通数・団体数の推移



過去14カ月の月別交付通数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
合計	266,800	259,202	348,736	301,701	272,259	273,251	293,848
団体数	523	524	527	536	538	540	550
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
合計	285,591	270,227	326,351	351,479	448,358	358,793	351,084
団体数	553	557	564	586	602	618	620

年度別交付通数

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計
住民票	360,944	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	355,261	5,379,440
住記載	1,260	2,213	6,310	14,418	22,577	4,959	51,965
印鑑	326,237	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	267,852	4,571,998
税	31,075	46,253	87,051	175,996	255,328	33,208	645,143
戸籍	20,518	24,643	47,196	112,206	192,234	44,231	457,688
附票	2,103	2,951	5,714	11,869	17,575	4,366	46,182
合計	742,137	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	709,877	11,152,416

交付割合(交付通数の多い市区町村 ―平成31年4月実績―)

	全国	大阪市	横浜市	神戸市	練馬区	宮崎市
月間交付通数	358,793	14,582	13,175	8,729	7,707	7,524
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	47.8%	48.4%	49.3%	39.0%	43.8%	38.3%
他市区町村でのコンビニ交付割合	21.0%	10.0%	14.8%	13.8%	22.6%	5.0%

マイナンバーカードのアプリの概要

マイナンバーカードの表面（案）



マイナンバーカードの裏面（案）



マイナンバーカードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	(目的) - 対面における券面記載情報の改ざん検知 - 対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) - 表面情報：4情報＋顔写真の画像 - 裏面情報：個人番号の画像	- 個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 ：照合番号A（個人番号12桁） - 個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ ：照合番号B（14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）
JPKI-AP	(署名用) - 電子申請に利用 (利用者証明用) [新規] - マイナポータル等のログインに利用	暗証番号（6～16桁の英数字） 暗証番号（4桁の数字）
券面事項入力補助AP 【新規】	- 個人番号や4情報を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用することが可能 【記録・利用する情報】 - 個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ - 個人番号 及びその電子署名データ 4情報 及びその電子署名データ 注 ①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号（4桁の数字） ②については、照合番号A（個人番号12桁） ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B（14桁：生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）
住基AP	- 住民票コードを記録 - 住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号（4桁の数字）

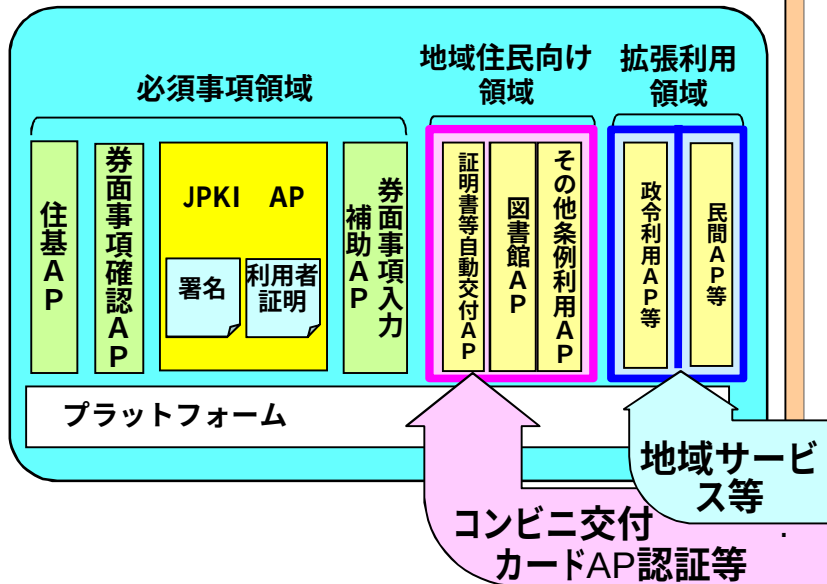
※ 「暗証番号（4桁の数字）」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバーカードの条例利用

◎マイナンバーカードは、各市区町村において交付（発行は、J-LISに委任）

希望者にマイナンバー
カード（ICカード）を交付

（マイナンバーカードのICチップ部分のイメージ）



市町村は、マイナンバーカードの空き領域を地域住民向け領域や拡張利用領域として使用することが可能。

マイナンバーカードのメリット

- ① 個人番号を証明する書類として
番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。
- ② 本人確認の際の公的な身分証明書として
金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。
- ③ 各種行政手続きのオンライン申請
マイナポータルへのログインをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。
- ④ 各種民間のオンライン取引／口座開設
オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。
- ⑤ 空き領域を活用した、市町村での**条例利用サービス**や**国・都道府県・民間での多目的利用サービス**として

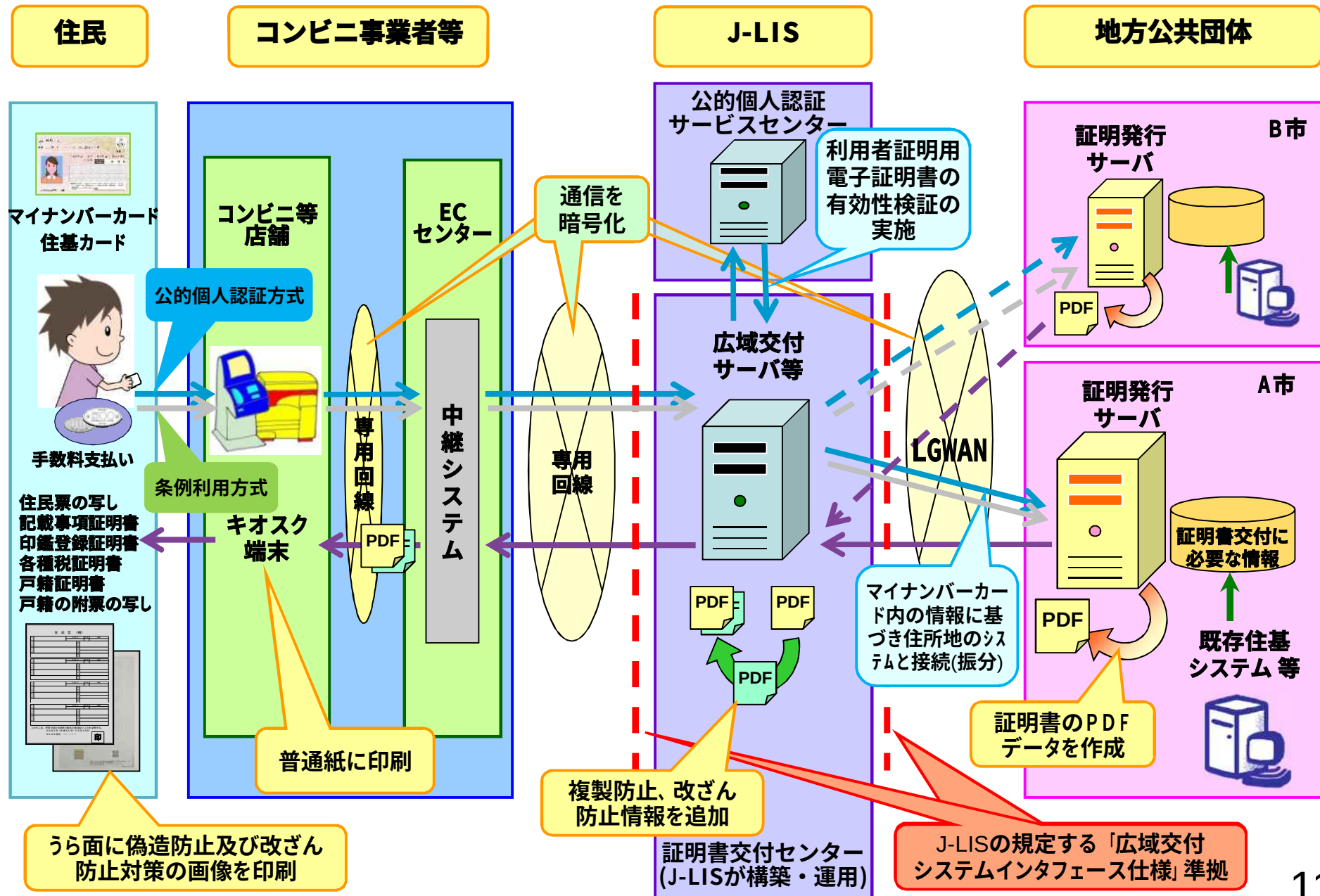
条例利用サービスとして、証明書等自動交付（コンビニ交付及び自動交付機等）、印鑑登録証、図書館カード等に利用できるほか、国において国家公務員身分証の機能搭載を開始している。

・マイナンバーカードで条例利用を行うには、カードアプリケーション（以下「カードAP」という。）を随時搭載・削除するためのシステムが必要である。

→ J-LISでは、**マイナンバーカードアプリケーション搭載システム**（旧ICカード標準システム）を希望する市町村等は無償で提供している。（住基カードにおいても、引き続き条例利用が可能。）

・マイナンバーカードアプリケーション搭載システムをクラウドサービスでも提供しているため、国・都道府県・民間事業者は当該システムを利用して、拡張利用領域へのカードAPの搭載・削除が可能となる。

コンビニにおける証明書等の交付の概要



マイナンバーカードにおける証明発行サーバの対応方式

公的個人認証方式と条例利用方式(カードAP搭載)との比較

本人認証の仕組み	カード条例制定の要否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード	住所地と本籍地が異なる戸籍	有効期間(更新時期)
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の有効性検証	マイナンバーカード	対応可	5年 (利用者証明用電子証明書更新時迄)
条例利用方式(カードAP認証方式)	必要	必要	証明発行サーバ及び条例利用システム構築	利用者ID 及び暗証番号 (暗証番号は証明書毎)	マイナンバーカード及び住基カード	対応不可	10年 (カード更新時迄)

公的個人方式導入のメリット

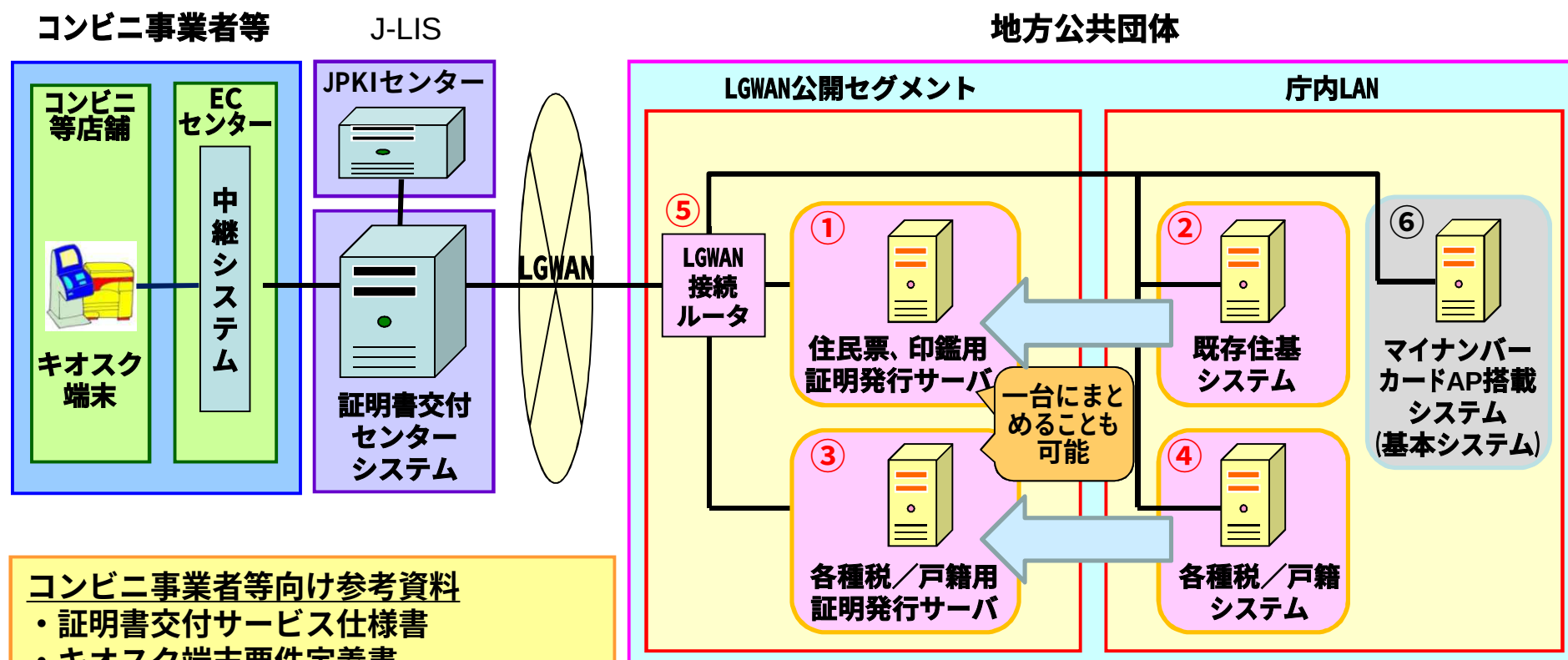
- ①カード条例の制定が不要
- ②窓口でカードAP搭載の手間が無く事務コスト削減
(住民はマイナンバーカード取得するとすぐに使える)
- ③AP搭載システム構築負担が無く、導入コスト低減が可能
- ④住所地と本籍地が異なる戸籍証明書の交付が可能
- ⑤地方認証プラットフォーム電子証明書等認証基盤活用で
・ぴったりサービス電子申請接続
・窓口証明書交付が利用可能

マイナンバーカードにおける証明発行サーバの対応方式

認証方式及び利用団体数	現状	住基カード有効期限終了
条例利用 H30.8.1時点 538団体 12団体(2%) H28.1まで参加: 12団体 H28.1以降参加: 0団体	条例利用方式(カードAP搭載) 住 個	条例利用方式(カードAP搭載) 個
条例利用+公的個人認証 96団体(18%) H28.1まで参加: 87団体 H28.1以降参加: 9団体	条例利用方式+公的個人認証方式 住 個	条例利用方式+公的個人認証方式 個
公的個人認証 430団体(80%) H28.1以降参加: 430団体	公的個人認証方式 個	公的個人認証方式 個

個 : マイナンバーカードによるコンビニ交付が可能
 住 : 住基カードによるコンビニ交付が可能

地方公共団体のシステムに必要な要件



コンビニ事業者等向け参考資料

- ・ 証明書交付サービス仕様書
- ・ キオスク端末要件定義書
- ・ 接続仕様書 等

地方公共団体向け参考資料

- ・ システム構築手引書（基本システムサーバ編）
- ・ 証明書交付サービス仕様書
- ・ 広域交付システムインタフェース仕様書 等

資料提供を希望される団体は、
J-LIS研究開発部までお問い合わせください。

① 証明発行サーバ構築（住・印） ③ 証明発行サーバ構築（税・戸籍）	② 既存住基システム改修 ④ 各種税／戸籍システム改修	⑤ LGWAN公開セグメント構築	⑥ マイナンバーカードAP搭載システム構築（条例利用サービス実施時のみ）
・ 利用者管理 ・ 証明書のPDF化 ・ SOAP通信制御 ・ 電子契印の作成	・ 証明発行サーバへの住民情報連携	・ LGWAN公開セグメントへの証明発行サーバの設置 ・ LGWAN接続	・ マイナンバーカードAP搭載システムの構築 ・ カードソケットアプリ調達・設定

市町村側システム構築に係る経費

平成30年度参加
団体アンケート結果

交付証明書の種類及び人口規模別導入・運用コスト

人口規模		有効回答団体	証明発行サーバ構築費・改修費（千円）				ランニングコスト（千円）			
			住・印	住・印・税	住・印・戸籍	住・印・税・戸籍	住・印	住・印・税	住・印・戸籍	住・印・税・戸籍
全体		443	16,060	17,522	33,341	37,570	3,414	5,071	4,926	5,809
政令市		13	—	48,201	100,945	82,006	—	8,036	19,504	18,962
市・特別区	15万人以上	111	27,407	33,315	50,255	51,110	6,168	9,824	7,822	7,401
	5～15万人	177	14,271	12,062	26,490	31,757	2,459	3,915	3,628	5,220
	5万人未満	56	13,330	10,660	24,107	33,685	3,014	2,146	4,028	3,785
町村		86	6,945	10,833	22,204	24,131	1,751	3,013	2,268	3,186

特別交付税措置について

コンビニ交付の普及に伴い、導入・運用コストは低下傾向

マイナンバーカードを活用したコンビニ交付導入のためのシステム構築について、クラウド化の推進に資する場合の地方財政措置として、下記の取組を行う。

- ・平成31年度までを集中取組期間とし、導入後3年間措置（平成31年度導入時、平成33年度までの経費を措置）。
- ・全ての証明書（特に本籍地戸籍）導入を推進するため、対象経費の1/2（上限6,000万円まで）が受けられる。

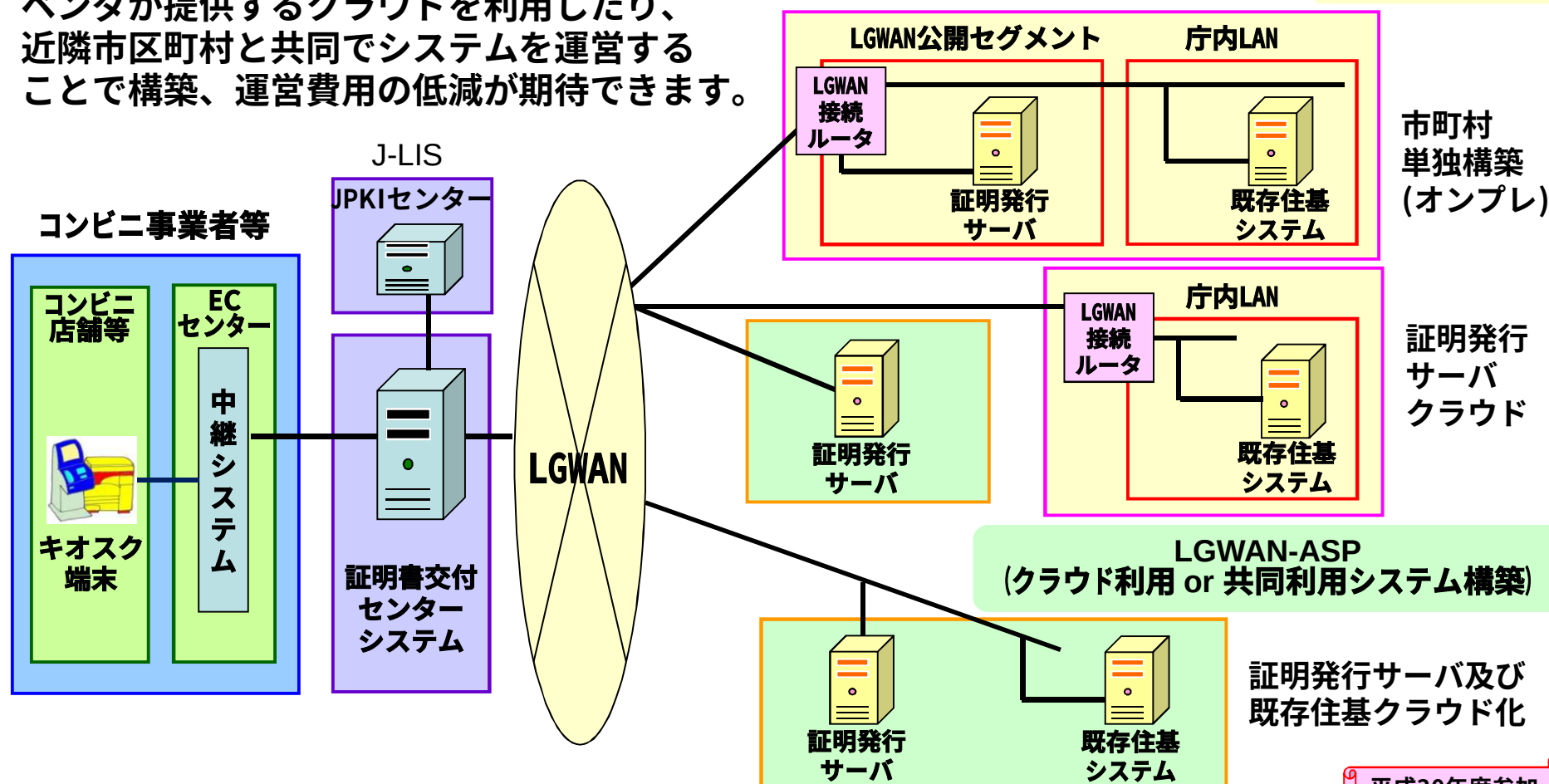
特別交付税措置の対象となる経費

コンビニ交付システム構築経費（庁内キオスク含む）	税証明又は戸籍証明書追加時の構築及び運用経費
証明発行サーバ、マイナンバーカードAP搭載システム等運用・保守経費	証明書交付センターの運営負担金、コンビニ等事業者への委託手数料等経費

地方公共団体のシステムのクラウド化

ベンダが提供するクラウドを利用したり、
近隣市区町村と共同でシステムを運営する
ことで構築、運営費用の低減が期待できます。

地方公共団体



平成30年度参加
団体アンケート結果

導入形態	有効回答団体	証明発行サーバ構築費・改修費 (千円)				ランニングコスト (千円)			
		住・印	住・印・税	住・印・戸籍	住・印・税・戸籍	住・印	住・印・税	住・印・戸籍	住・印・税・戸籍
オンプレ	176	21,666	30,745	45,969	44,825	3,731	8,328	5,540	6,429
クラウド	198	10,957	11,420	24,603	30,417	3,233	3,315	4,905	5,742
共同利用	42	18,938	4,711	22,593	26,706	3,818	1,076	3,423	3,947

アクションプログラム(コンビニ交付導入促進)

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入 (イニシャルコスト削減)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。
	J-LIS運営負担金の削減 (ランニングコストの削減)	・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。 (人口100万以上:3%~町村:30%減額) ・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下 (ランニングコストの削減)	・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より減額する方向で最終調整を行い、確定次第速やかに公表。
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請
	郵便局における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。(市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)
	交付可能証明書類の統一 (戸籍証明書導入の促進)	・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。

【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

廉価版クラウドサービス (住・印) の機能要件

	項目	条件	備考
①	利用料	年間180万円 (月額15万円×12ヶ月) を上限とする	別途、初期導入経費が発生します。
②	対象証明書	住民票の写しと印鑑登録証明書に限定する	住民票の写しと印鑑登録証明書は、すべての団体が取り組んでいること、証明書種別ごとの通数でも、コンビニ交付の約9割を占めていることより、住・印に取り組むことがまず必要なため
③	対象団体	町村を基本とする	
④	認証方式	JPKI認証のみ	現状、新規団体のすべてがJPKI認証で行っていること、複数の方式に対応すると、ベンダ側でのシステム対応が必要になり、費用が増えてしまうため
⑤	帳票様式	標準様式 (証明発行サーバ構築ベンダ標準様式) など 別途、帳票の費用の追加が発生しないこと	団体個別の帳票へ対応する場合、帳票のカスタマイズ費が高額となることから、標準様式を採用することで、費用を下げられるため。ただし、帳票カスタマイズが発生しない場合は、既存の仕組みの様式を使用することも可
⑥	広域交付システムインタフェース	「広域交付システムインタフェース仕様書 (第5.0版)」に準拠していること	証明発行サーバを業務ごとに分離して管理できるようになるため
⑦	連携データレイアウト	「中間標準レイアウト (コンビニ交付用)」に準拠していること ※上記以外の方法での連携も可とするが、証明発行サーバとして、住基システムから中間標準レイアウト (コンビニ交付用) に準拠したデータの取り込みができるようになっていること。	既存住基システムと証明発行サーバ間のデータ連携レイアウトがベンダごとに異なるため、レイアウトを統一することにより、システムの切り替え時に、費用を削減できるため。 ※基幹システムベンダ (住基システム) 側の役割として、中間標準レイアウト (コンビニ交付用) に準拠したデータの吐出しができるようにすることが必要
⑧	文字コード	UNICODE (4バイトコードは使用しない) ※住基ネット統一文字コード等UNICODE以外も可とするが、UNICODE (4バイトコードは使用しない) にも対応できること	文字同定に係る費用を削減できるため
⑨	文字フォント	MS明朝 ※住基ネット明朝等も可とするが、MS明朝にも対応できること	文字同定に係る費用を削減できるため
⑩	外字ファイル	EUDC.TTE (Windows標準外字ファイル) とする	文字同定に係る費用を削減できるため ※基幹システムベンダ (住基システム) 側の役割として、外字ファイルを証明発行サーバ側へ送信する機能を有することが必要。連携方法は異動データ連携と同様
⑪	異動データ連携 (通信プロトコル)	「基幹システムと証明発行サーバ間の異動データ連携インタフェース仕様書 (第1.0版)」に準拠していること ※上記以外の方法での連携も可とするが、証明発行サーバとして、上記インタフェースでの連携ができるようになっていること。	異動データ連携方法を統一することで、システムの切り替え時に、費用を削減できるため。 ※基幹システムベンダ (住基システム) 側の役割として、「基幹システムと証明発行サーバ間の異動データ連携インタフェース仕様書 (第1.0版)」に準拠したデータ連携の仕組みの構築が必要
⑫	外部連携用データ出力	「証明発行サーバ間連携インタフェース仕様書 (第1.0版)」に準拠していること	複数の証明発行サーバ間のデータ連携において、電文でのやり取りができる仕組みを構築することで、戸籍証明書等の追加が容易な仕組みとするため

データ標準化及び連携
インタフェース簡素化を
図ることでコスト低減

標準
連携
仕様

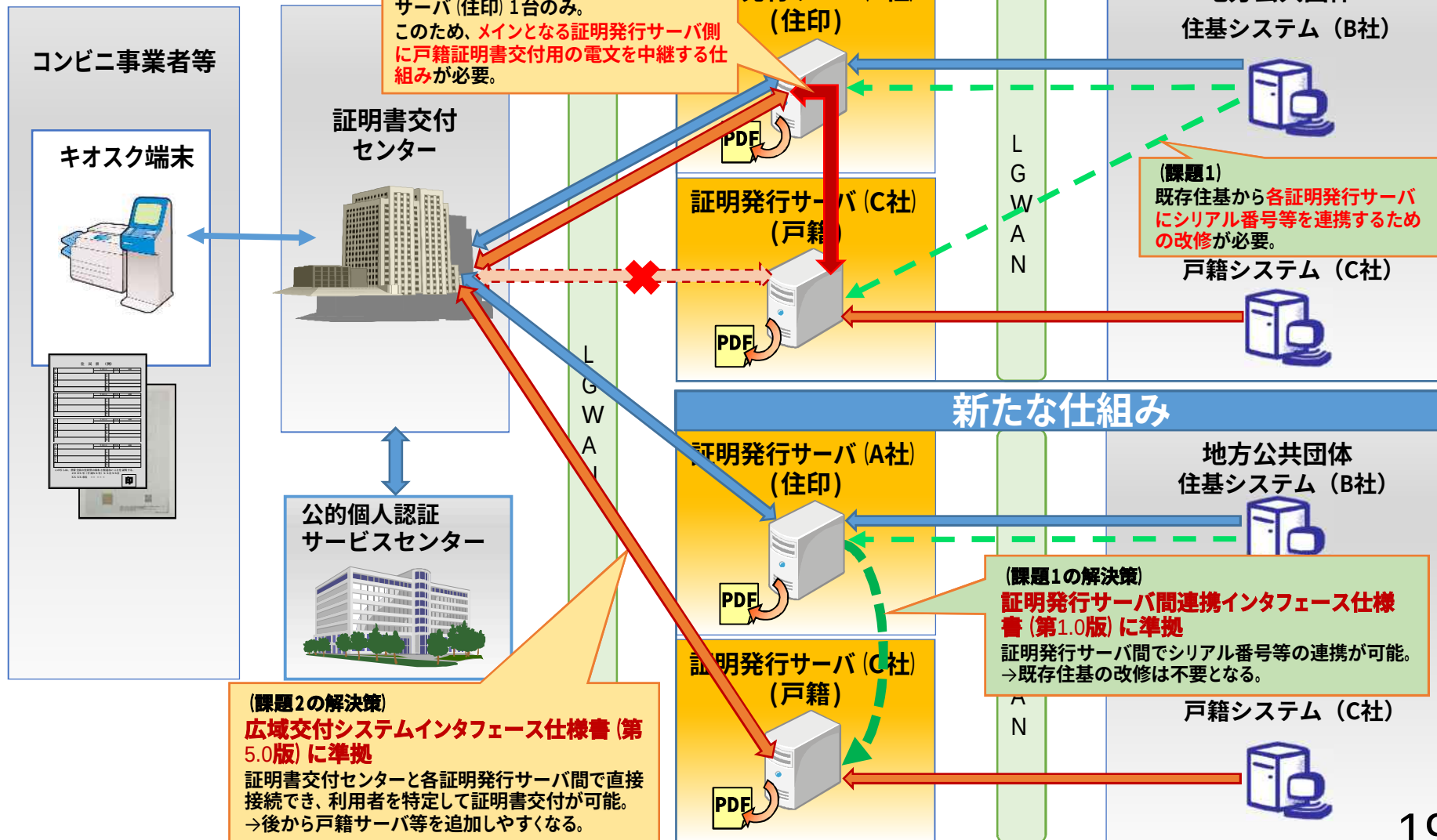
廉価版戸籍システムの機能要件 (共通)

行	項目	条件	備考
①	利用料 (保守料)	年間180万円 (月額15万円×12ヶ月) を上限とする	別途、初期導入経費が発生します。
②	対象証明書	戸籍の全部事項証明書・戸籍の個人事項証明書・戸籍の附票の写しとする。	戸籍の住所地交付と本籍地証明書交付機能を有することとする。
③	対象団体	町村を基本とする	—
④	認証方式	JPKI認証のみ 連携インターフェースの簡素化を図ることでコスト低減	現状、新規団体のすべてがJPKI認証で行っていること、複数の方式に対応すると、ベンダ側でのシステム対応が必要になり、費用が増えてしまうため。
⑤	広域交付システムインターフェース	「広域交付システムインターフェース仕様書 (第5.0版)」に準拠していること	証明発行サーバを業務ごとに分離して管理できるようになるため
⑥	(標準連携仕様) 連携データレイアウト	「証明発行サーバ間連携インターフェース仕様書 (第1.0版)」に準拠していること	住・印証明発行サーバと戸籍証明発行サーバ間のデータ連携レイアウトがベンダごとに異なるため、レイアウトを統一することにより、システムの切り替え時に、費用を削減できるため。 ※ 住・印証明発行サーバ側も「証明発行サーバ間連携インターフェース仕様書 (第1.0版)」に準拠し、戸籍システムと連携する仕組みが必要。

広域交付インタフェース5.0及び証明発行サーバ間連携

廉価版向けに規定した下記インタフェース仕様に対応することで、システム整備関連経費の縮減が見込める ➡ **通常版にも適用可能**

例) 住印と戸籍の証明発行サーバを連携する場合



廉価版クラウド(住・印)／廉価版戸籍システム対応状況

平成29年6月現在

廉価版クラウドサービス(住・印)の提供予定事業者

ベンダ名	連絡先			備考
	担当部署	電話	メール・WEB	
株式会社 TKC	地方公共団体 事業部 営業本部		以下URLにアクセスいただき、お問い合わせ内容を入力いただけますよう、よろしくお願いします。 http://www.task-asp.net/cu/eg/lar700001.task?app=201700008	
富士通 株式会社		富士通コンタクトライン フリーダイヤル 0120-933-200 受付時間9時～17時30分 (土曜・日曜・祝日・当社指定の休業日を除く)	富士通自治体ソリューショントップページ最下部のお問い合わせ「入力フォーム」を選択いただき、「自治体ソリューションに関するお問い合わせフォーム」をご利用下さい。 http://www.fujitsu.com/jp/solutions/industry/public-sector/local-government 件名「コンビニ交付廉価版クラウドサービス」とご指定ください。	
日立グループ			問合せ受付メールアドレス： ssc-coms@ml.itg.hitachi.co.jp ※メールタイトルに『コンビニ交付廉価版クラウドサービス』と記載いただき、お問合せ・ご確認事項、ご担当者様連絡先情報(担当部署、氏名、電話番号等)をメールにてご連絡をお願いします。	サービス提供時期、サービス内容等については検討中
株式会社 両毛システムズ	公共事業部 公共統括営業部 コンビニ交付 担当宛	0277-53-3139 受付時間9時～17時30分 (土曜、日曜、祝日、当社指定休日を除く)	弊社ホームページ最上部の「お問合せ」を選択いただき、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。 http://www.ryomo.co.jp/ ※件名に「コンビニ交付廉価版クラウドサービス」と記載をお願いします。	

廉価版戸籍システムの提供予定事業者

富士ゼロックス システムサービス 株式会社	各地域の営業 拠点		以下URLを参照してください。 http://www.fxss.co.jp/company/about/map/	
日立グループ			廉価版クラウドと同じメールアドレスにお問合せください。 ※メールタイトルに「廉価版戸籍コンビニ交付」とご指定ください。	
株式会社 両毛システムズ		廉価版クラウドと同じ電話番号 にお問合せください。	廉価版クラウドと同じメールアドレスにお問合せください。	

なお、上記以外にも検討中のベンダがございますので、個々にお問合せください。

コンビニ交付の参加条件

■コンビニ事業者等への委託手数料 (1通当たり)

現行	2019年4月以降
115円	(調整中)

■市町村負担金 (1年度あたり税込額)

2019年度は、9月までに加入の団体は消費税8%で算出し、**10月以降加入団体は消費税10%で算出する。**
2020年度以降は、すべての団体について消費税10%で算出する。

市区町村の区分		現行	2019年4月以降	
			消費税8%	消費税10%
政令市	人口100万人以上	9,700,000円	9,700,000円	9,879,630円
	人口100万人未満	7,700,000円	7,700,000円	7,842,593円
市・特別区	人口15万人以上	4,700,000円	4,700,000円	4,787,037円
	人口5万人以上15万人未満	2,700,000円	2,678,400円	2,728,000円
	人口5万人未満	2,200,000円	2,178,401円	2,218,741円
町村		700,000円	678,400円	690,963円

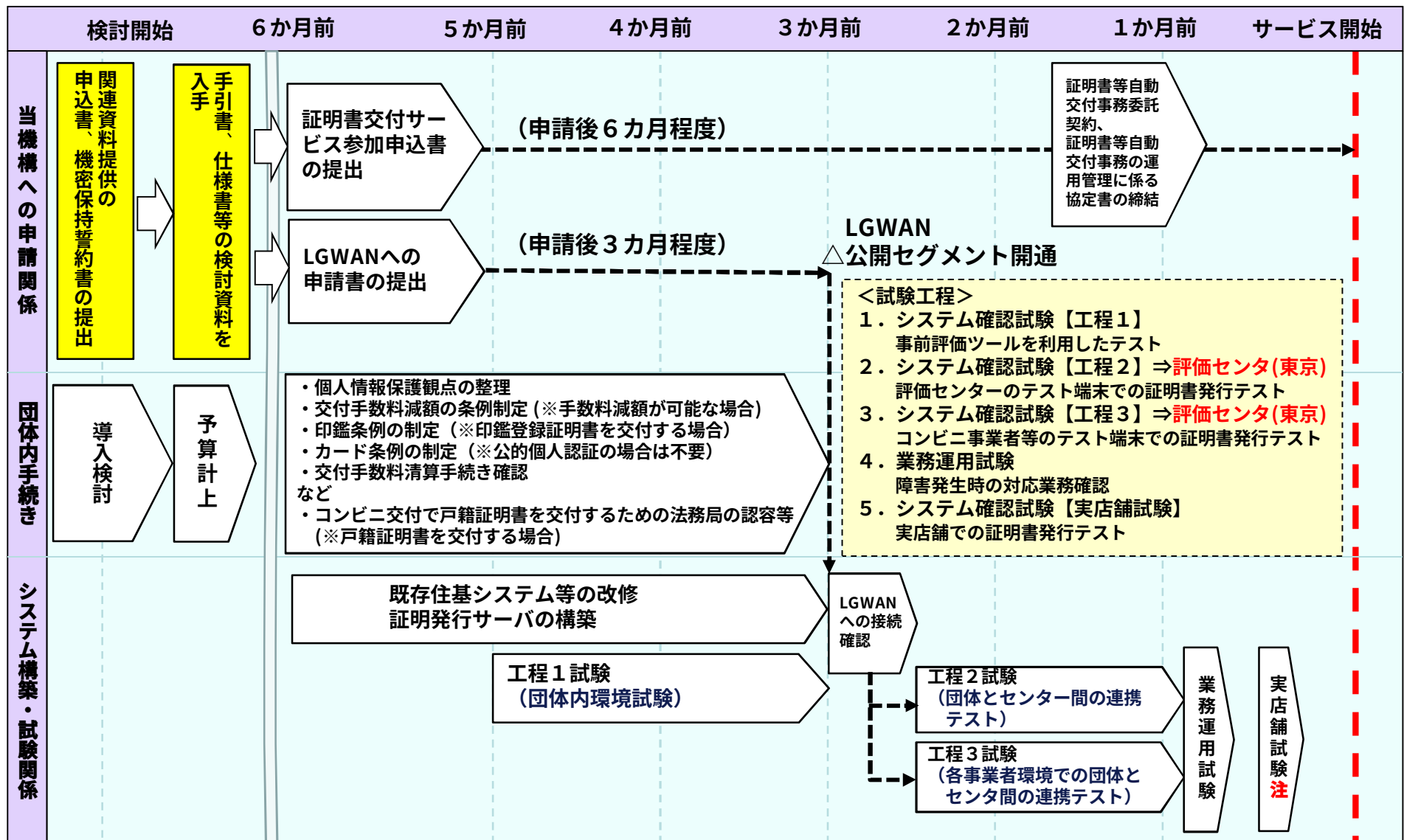
- ※ 新規参加年度について、参加月数に基づく**月割計算**にて負担金を算出。
- ※ 今後の参加市区町村数の推移を踏まえつつ、2年毎に見直しを行う予定。

現行の税抜き額より
一律2万円減額

＜参考＞市町村負担金の主な項目

- コンビニ事業者等側回線経費 (月額通信料のみ)
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

コンビニ交付導入への流れ

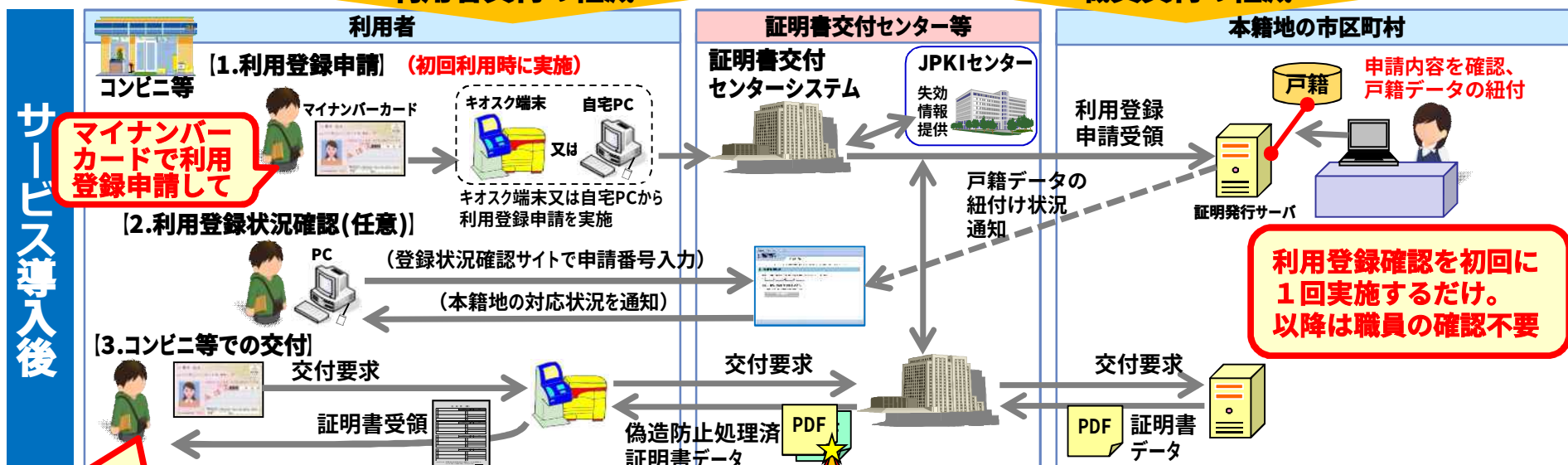
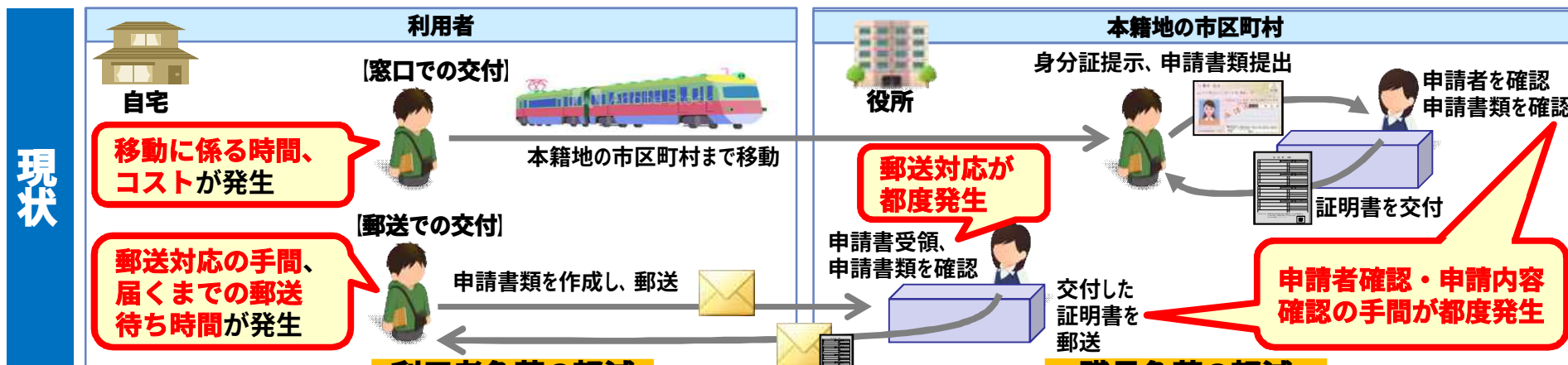


注）実店舗試験では、サービス開始後と同様の清算があり、支出（交付手数料）と収入（交付手数料－委託手数料）が発生します。
あらかじめ予算措置を講じてください。

住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書交付イメージ

平成28年5月サービス開始

参加団体の5割の市町村で好評サービス提供中！



マイナンバーカードと交付手数料を用意して取得するだけ

◆取得にあたっての前提条件

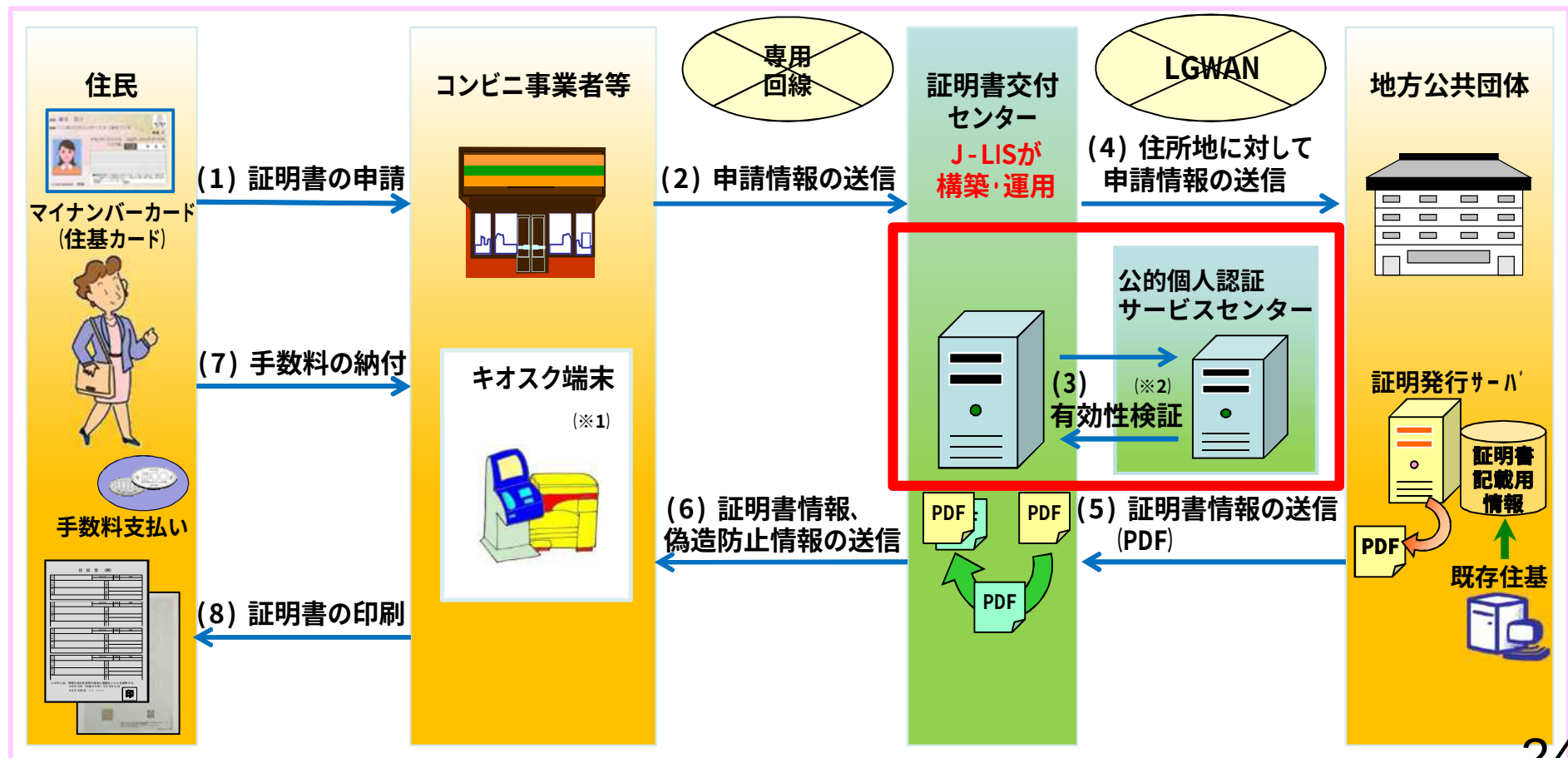
1. 本籍地となる市区町村で、公的個人認証及び本籍地証明書対応済みの証明発行サーバがサービス可能であること（住所地の証明発行サーバの有無は関係ありません）
2. 利用する方は、マイナンバーカードを取得済みであること（住基カードでは取得できません）

地方認証プラットフォーム

コンビニ交付の基盤を活用して、LGWANを介し電子証明書の有効性検証等を行える認証基盤を「地方認証プラットフォーム」と呼んでいます。

コンビニ交付参加団体は、この地方認証プラットフォームを活用した以下のサービスのツール（ソフトウェア）を無償で入手し、迅速かつ安価に導入することが出来ます。

- ☑ らくらく窓口証明書交付サービス（窓口申請ツール）
- ☑ ぴったりサービス電子申請接続サービス



地方認証プラットフォーム (コンビニ交付基盤の活用)

らくらく窓口証明書交付サービス～窓口でもコンビニ交付の画面操作で証明書交付～

窓口での証明書交付スピードを格段にUP!

- 1) 窓口でコンビニ交付と同じ画面で申請
- 2) 窓口内プリンタから証明書を自動出力
- 3) 窓口で手数料と引き換えに証明書交付

- ①利用者がマイナンバーカードをICカードR/Wにかざし
利用者証明用電子証明書のPIN (4桁の暗証番号)を入力

- ⑥ (コンビニ交付と同様の)画面を操作し、証明書の交付申請を行う



利用者操作用端末

利用者



- ⑨-1 交付申請が終わるとレシートプリンタから受付票が出力され、利用者は出力された受付票を取り窓口と呼ばれるのを待つ

- ⑨-2 交付申請が終わると、窓口を設置したプリンタから証明書 (申請書/領収書) が出力される



職員

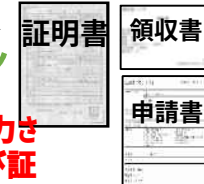


- ⑪受付票を持って窓口へ行き、受付票及び交付手数料と引き換えに、証明書を受領



- ⑩プリンタに出力された申請書及び証明書を確認し、利用者を呼び出す

窓口カウンタ内プリンタ



<<職員の実施作業>>

利用者が端末から証明書の申請をすると、窓口カウンタ内のプリンタから証明書等が出力されます。窓口で受付票及び手数料と引き換えに証明書を交付するだけです

以下の機器を用意し、非常に安価に設置可能

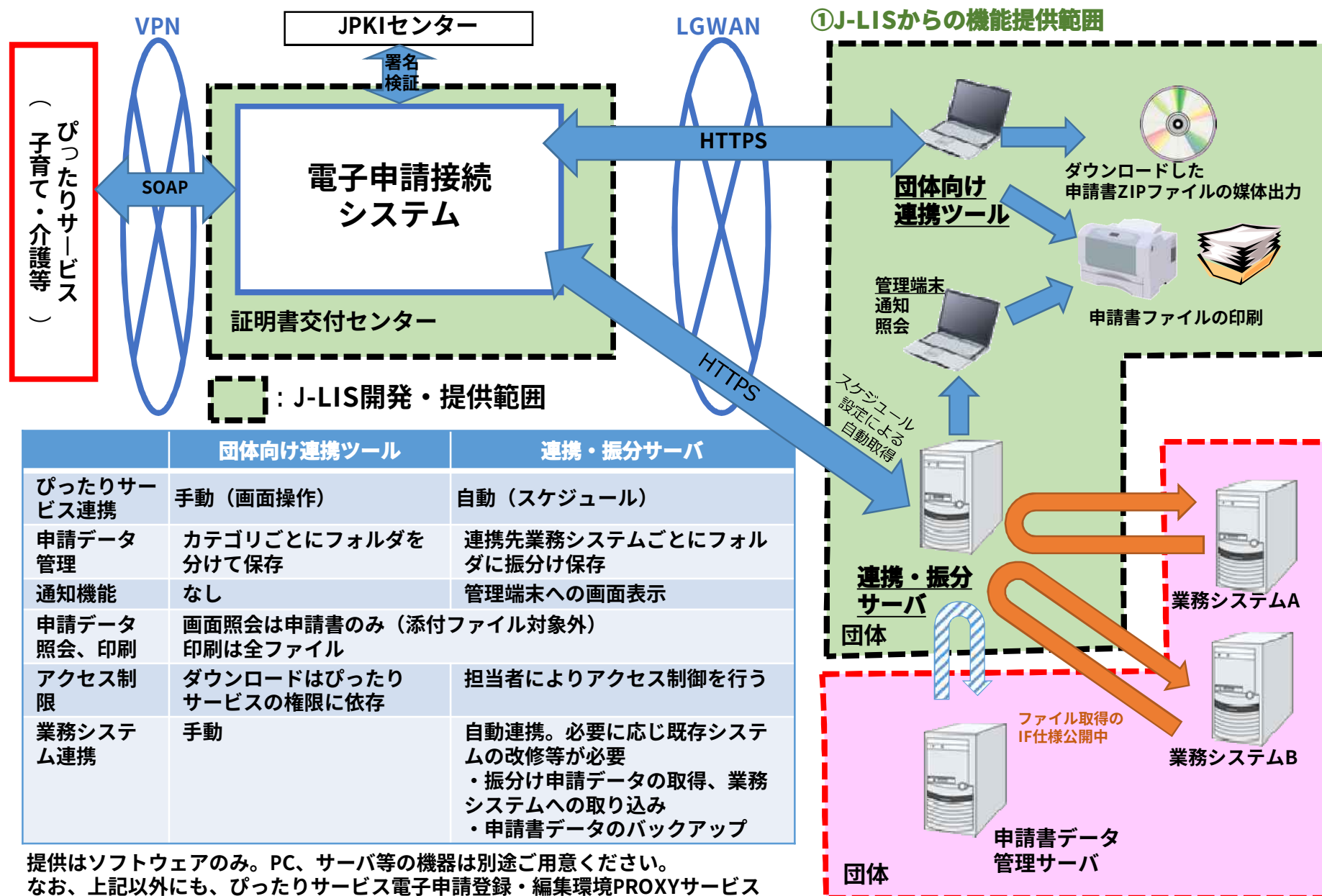
- ・利用者操作用端末(既存パソコン)
- ・ICカードR/W
- ・レシートプリンタ
- ・プリンタ (既存のものを活用)

窓口申請ツール (コンビニ交付参加市町村に無償でご提供) をセットアップするだけ

・市区町村窓口で使用する「**改ざん防止用紙**」を使用します。
・事業者を経由しないため、**委託手数料がかかりません**

じっくり話を聴きながら対面で行う窓口での証明書交付とは別に、証明書自動交付が可能

ぴったりサービス「電子申請接続サービス」の提供範囲

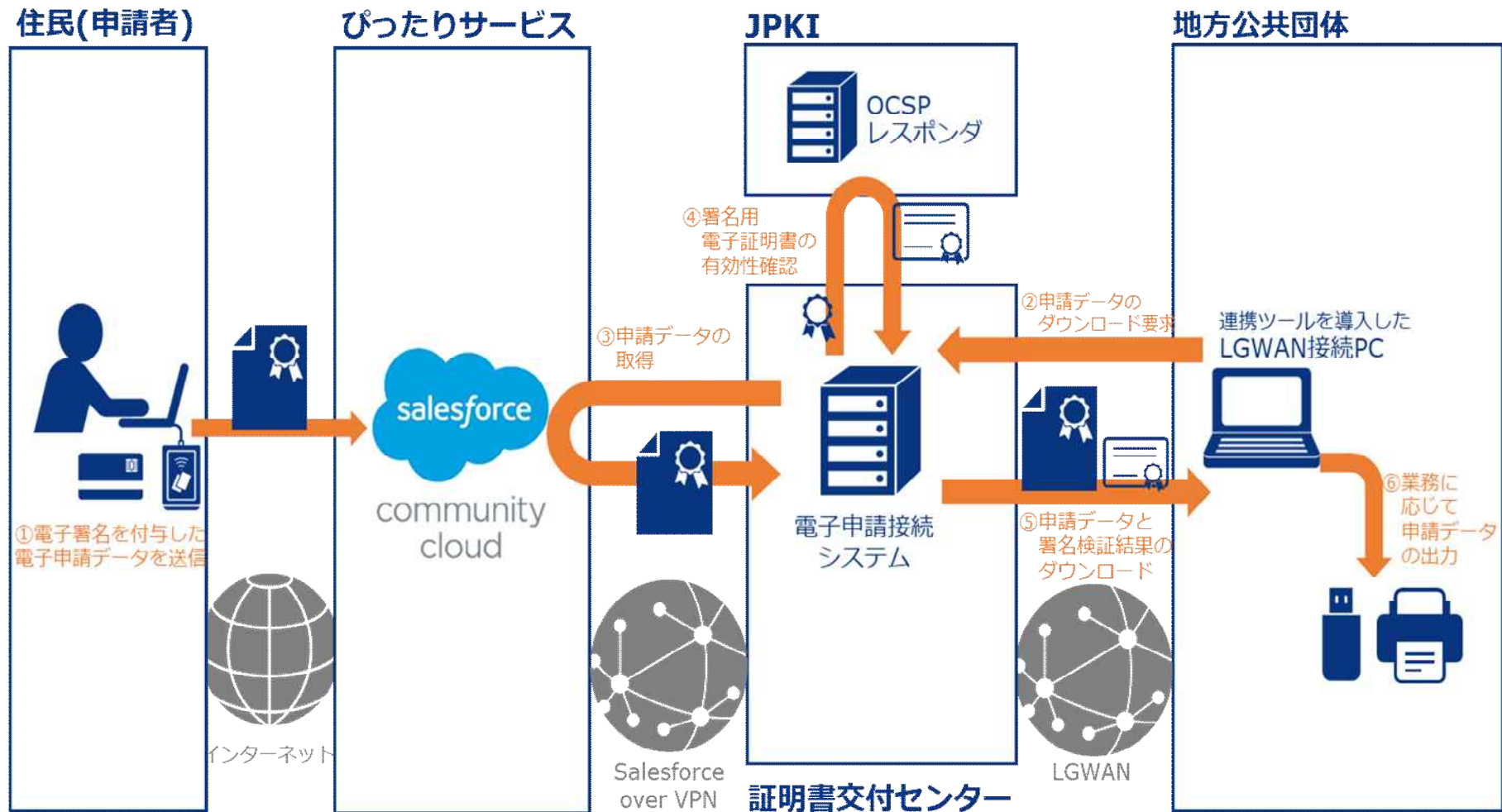


提供はソフトウェアのみ。PC、サーバ等の機器は別途ご用意ください。
 なお、上記以外にも、ぴったりサービス電子申請登録・編集環境PROXYサービスを提供（自庁内のLGWAN接続PCよりブラウザでぴったりサービスのサービス登録画面にアクセスできる接続環境を提供）

②団体での対応範囲

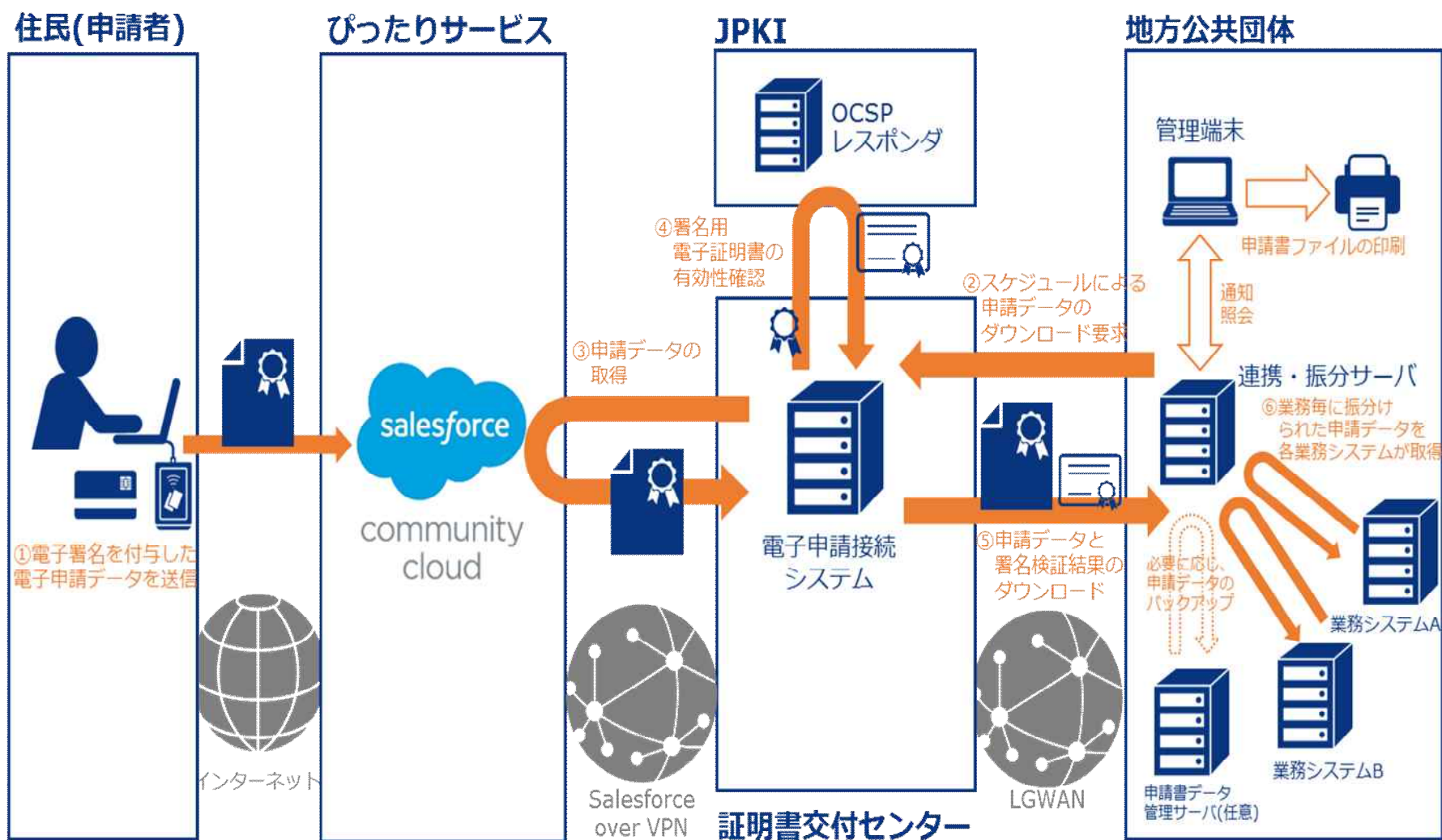
ぴったりサービス「電子申請接続サービス」 団体向け連携ツール利用イメージ

地方公共団体の自庁内に設置したLGWAN接続PCより、画面操作により申請データの検索・確認・ダウンロード・印刷が可能な「地方公共団体向け連携ツール」を提供します。



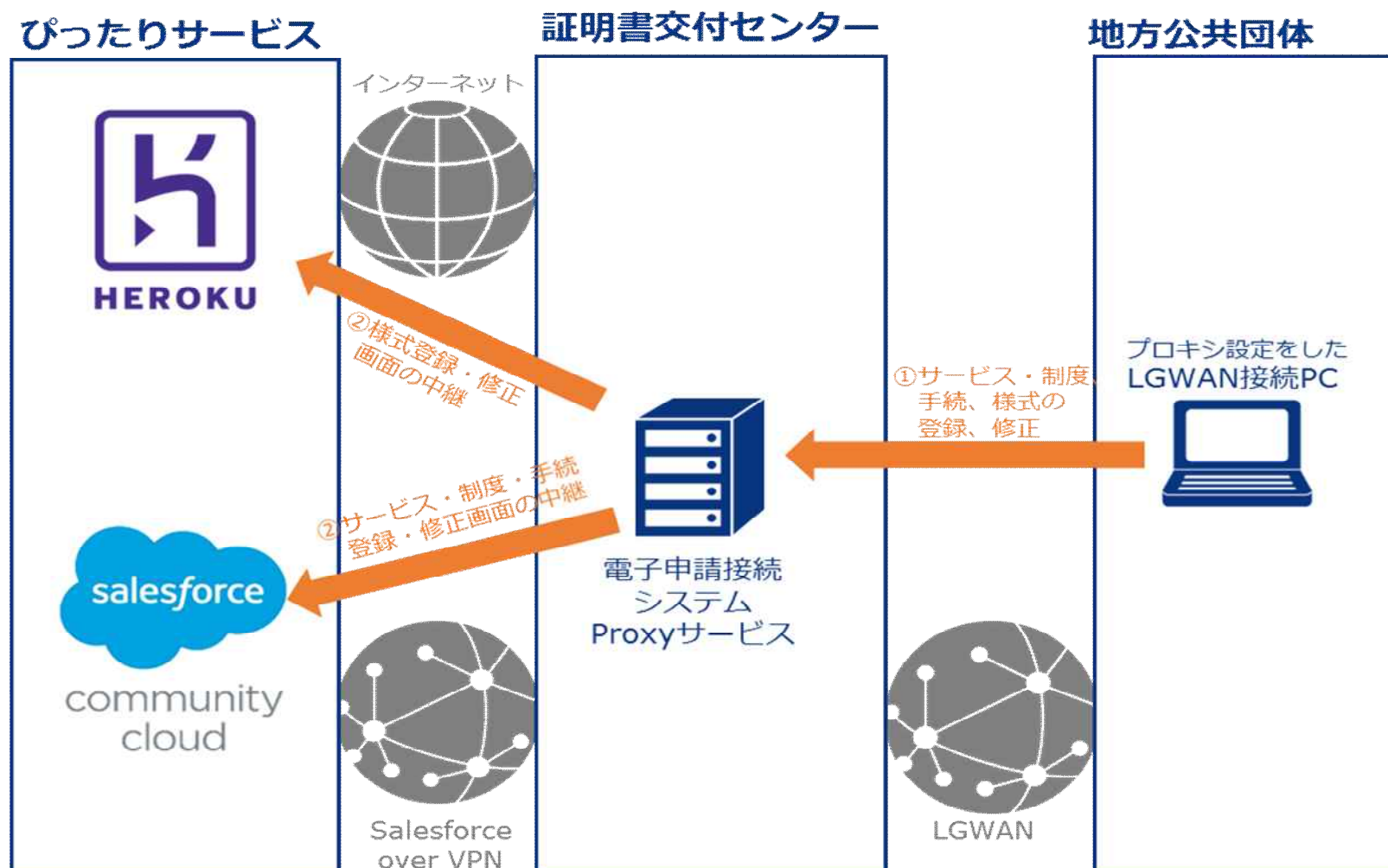
ぴったりサービス「電子申請接続サービス」 連携・振分サーバ利用イメージ

申請データを自動で取得し、自庁内の業務システムごとに申請データを振分け、各業務システム側から連携インタフェースにより申請データを取得できる「連携・振分サーバ」のアプリケーションを提供します。



ぴったりサービス「電子申請接続サービス」 Proxyサービス利用イメージ

地方公共団体がぴったりサービス上で受付ける電子申請を登録・編集する際に必要となるProxyサービスを提供し、自庁内のLGWAN接続PCよりブラウザでぴったりサービスのサービス登録画面にアクセスできる接続環境を提供します。



団体向け連携ツール／連携・振分サーバ利用時に必要となる費用

■費用負担について

区分	費用		備考
負担金	団体向け連携ツール利用	なし	
	連携・振分サーバ利用	市区町村の区分に応じて費用が発生 ※連携・振分サーバ利用時の費用負担表参照	
	Proxyサービス	なし	
回線	Salesforce over VPN (月額) 1,000円 (消費税別) / 1ライセンスにつき		次ページに詳細を記載

<連携・振分サーバ利用時の費用負担 (1年度あたり)>

市区町村の区分		負担金 (消費税込)
政令市	(人口100万人以上)	50万円
	(人口100万人未満)	40万円
市・特別区	(人口15万人以上)	20万円
	(人口5万人以上15万人未満)	10万円
	(人口5万人未満)	10万円
町村		10万円

新規参加年度について、参加月数に基づく月割計算にて負担金を算出。

Salesforce over VPN 必要となるユーザアカウント数について

- 必要となるSalesforce over VPNのライセンス数については、内閣官房様より「ぴったりサービス」で払い出されているユーザアカウント数（割当てアカウント数）※と同数が必要となる。
- Salesforce over VPN の利用料は、1ライセンスあたり月額1,000円（消費税抜き）となる。
- 「ぴったりサービス」で払い出されているユーザアカウント数の増減は可能。
増減の方法については、以下の内閣官房様のお問合せ先まで御連絡ください。
連携基盤（社会保障改革担当室） kiban.renkei@cas.go.jp
- Salesforce over VPNのライセンス数の増減は可能。
 - ・最初にライセンス数を確定するタイミングは、J-LISに提出いただく「ぴったりサービス参加／変更申込書（地方公共団体向け）」に記入する接続開始日の前月10日（休日等の場合は前営業日）とし、10日以降に、他の月に接続開始日を変更することができない。
 - ・ライセンス数を減らすことができるタイミングは、「年度単位」となる。
 - ・ライセンス数を増やすことができるタイミングは、「随時可能」である。
 →「ぴったりサービス」のアカウント数を変更した場合、J-LISに「ぴったりサービス参加／変更申込書（地方公共団体向け）」の提出が必要。VPNのライセンス数が適用されるのは、上記のタイミングとなる。
- F パターン（J-LIS提供版）において必要となる最低ユーザアカウント数は、以下の表のとおりとなる。

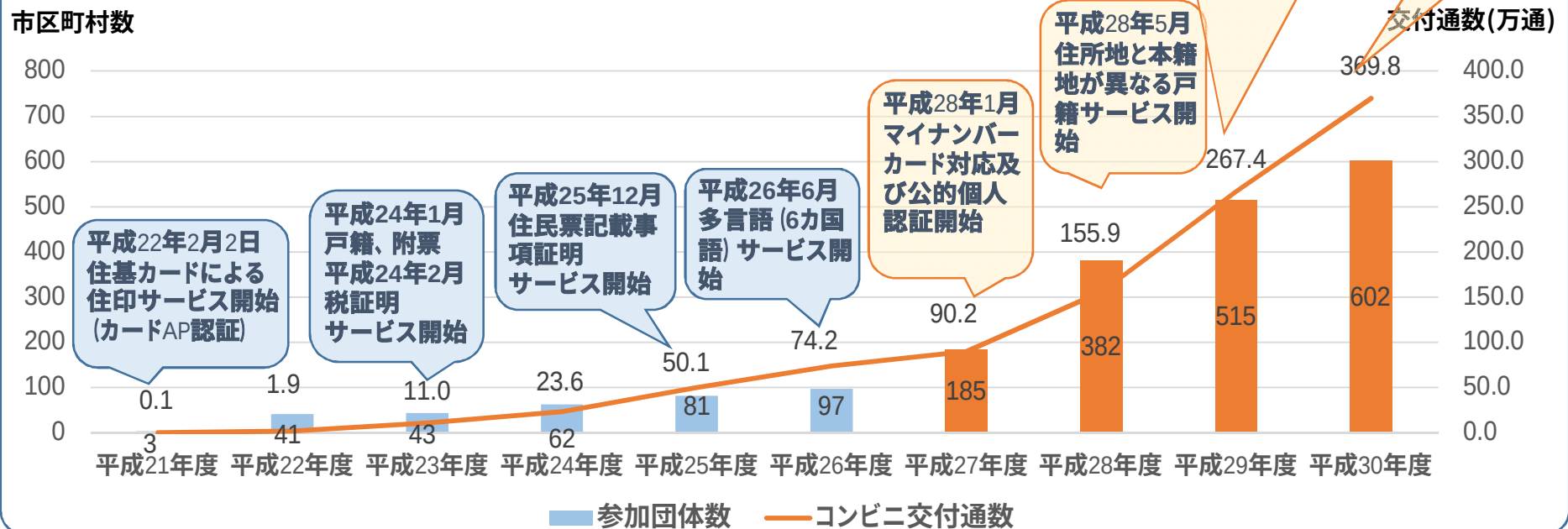
（必要となる最低ユーザアカウント数）

区分	ユーザ	アカウント数	備考
団体向け連携ツール	アカウント管理ユーザ	1	ダウンロードはぴったりサービスの権限に依存します。 このため、手続きを行う窓口（ユーザ）の数だけアカウントを用意する必要があります。
	手続管理ユーザ	1	
	手続一般ユーザ	0	
連携・振分サーバ	アカウント管理ユーザ	1	左記の2 アカウントのみで自動連携及び各業務システムへの振分が可能です。
	手続管理ユーザ	1	
	手続一般ユーザ	0	

※ 詳細は内閣官房様より提供されている「操作マニュアル＜地方公共団体向け＞～ユーザアカウント管理編～」を参照

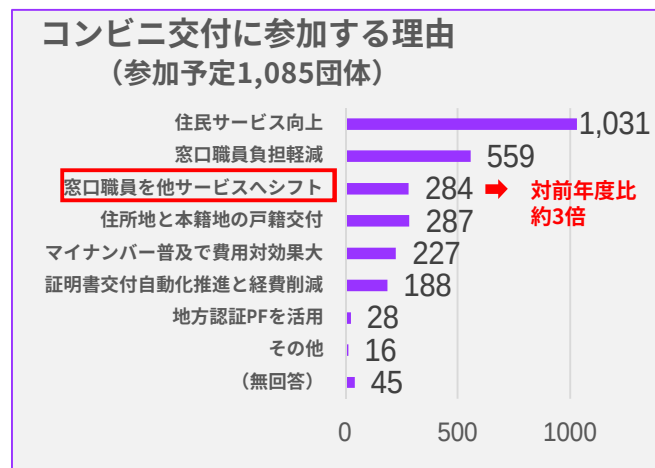
コンビニ交付参加団体及び交付実績

コンビニ交付参加団体と交付実績の推移 及び対応状況まとめ

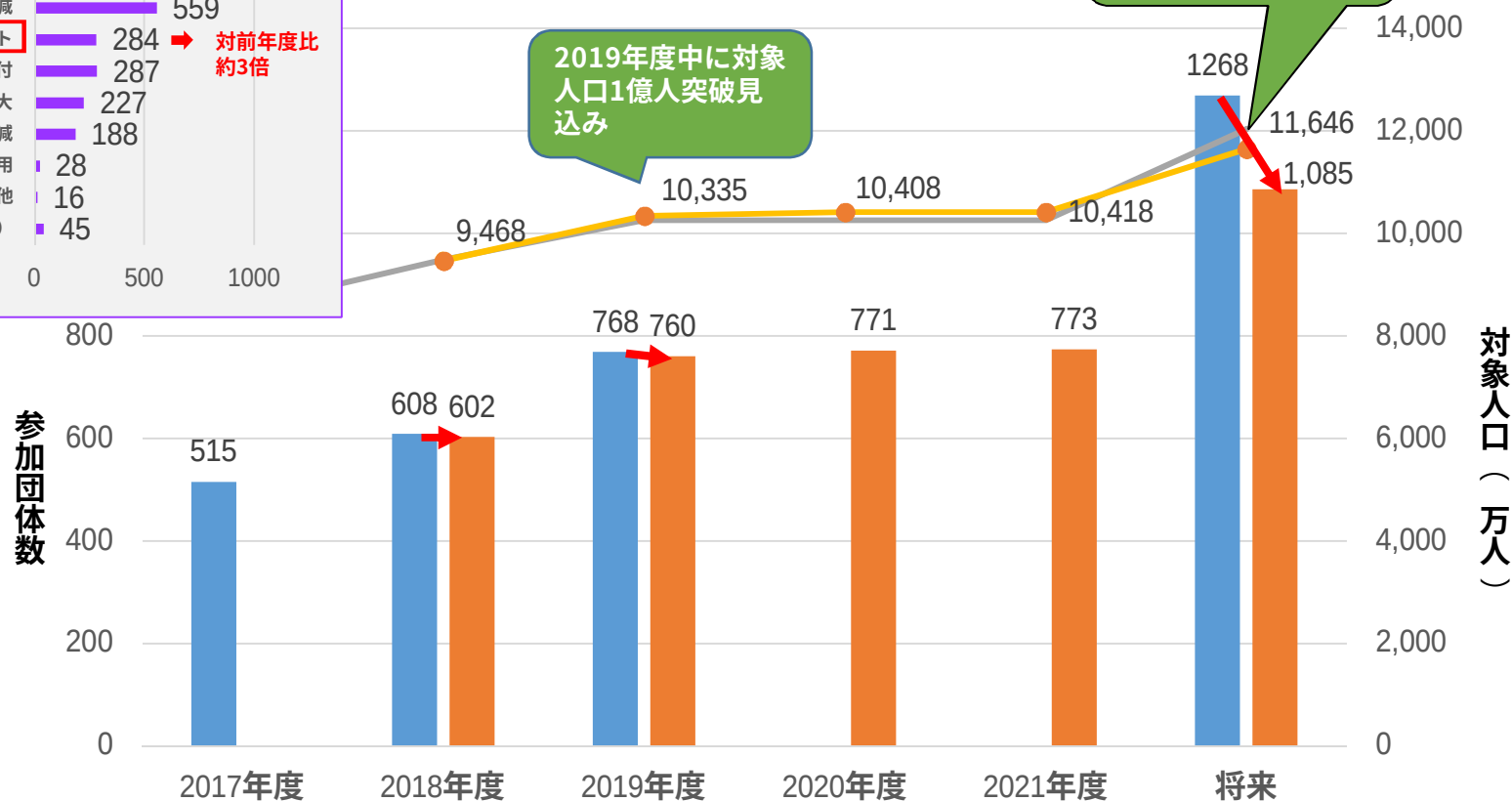


		平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
参加団体	合計	3	38	2	19	19	16	88	197	133	87
	前年度比	—	13.7倍	1.0倍	1.4倍	1.3倍	1.2倍	1.9倍	2.1倍	1.3倍	1.2倍
	累計	3	41	43	62	81	97	185	382	515	602
交付通数	合計	851	19,142	110,022	236,022	501,461	742,137	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803
	前年度比	—	23.5倍	6.5倍	2.8倍	2.4倍	1.9倍	1.6倍	1.6倍	1.7倍	1.4倍
	累計	851	19,993	130,015	366,037	867,498	1,609,635	2,511,947	4,070,488	6,744,736	10,442,539

コンビニ交付への期待 参加予定調査アンケート集計 (平成30年11月)



参加団体と対象人口の推移



	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	2021年度	将来
H29調査時参加団体数	515	608	768	—	—	1,268
H30調査時参加団体数	—	602	760	771	773	1,085
H29調査時対象人口	8,574	9,485	10,257	—	—	12,038
H30調査時対象人口	—	9,468	10,335	10,408	10,418	11,646

※ H29調査は平成29年10月実施の確定値、H30調査は平成30年11月実施の確定値
※ 対象人口は、各年1月1日現在の住基人口

地方認証PF（窓口証明書交付・ぴったりサービス電子申請接続）の利用予定

コンビニ交付の公的個人認証基盤を活用した各サービスへの参加状況及び今後の見通し（平成30年11月全国アンケート結果）は次のとおり。

らくらく窓口 証明書交付サービス	稼働済み団体 (令和元年6月13日現在)	全国アンケート結果(H30年11月)	
		参加予定	検討中
団体数	52団体 ・窓口申請ツール：36 ・ツール独自利用：22	団体 (累計75団体)	199団体 (累計274団体)
利用割合 ※	2 %	2 % (4 %)	11% (16%)

ぴったりサービス（子育て、 介護等）電子申請接続	稼働済み団体 (令和元年6月13日現在)	全国アンケート結果(H30年11月)	
		参加予定	検討中
J-LISサービス導入団体数	96団体 ・団体向け連携ツール：92 ・連携振分ツール：4	123団体 (累計219団体)	174団体 (累計393団体)
利用割合 ※	6 %	7 % (13%)	10% (23%)
(参考) 民間サービス導入	333団体 (2018年度末見込み)	19団体 (累計352団体)	69団体 (累計421団体)

※ 全国1,741団体に占める割合

コンビニ交付利用率向上のヒント (取組事例紹介)

コンビニ交付参加済みの市町村は下記を参考に、更に利用促進を図ってください

カテゴリ	具体例	事例・備考等
マイナンバーカードの取得し易さ向上	市所有のスマホで職員が申請代行	「カードを申請したいが、やり方がわからない」と窓口に来られた高齢者等に対し、職員が市のスマホを使って顔写真撮影し、申請手続きを代行している。
	顔写真無料撮影サービス	コンビニ交付通数向上のためにマイナンバーカードの普及が必要。マイナンバーカードの申請時来庁方式受付時に交付申請顔写真の無料撮影サービスを実施。住民が自分に合った方法で申請することができる環境を整えることにより、カードの申請件数が大幅に増加した。
キオスク端末へ住民誘導	交付手数料の減額	コンビニ交付で取得する場合の交付手数料を窓口で取得する場合に比べ50円～100円程度割安な金額に設定し、コンビニ交付の利用を促す。
	庁舎内にキオスク端末を設置	市区町村庁舎内にキオスク端末を設置し、職員がキオスク端末へ誘導し、次回から近くのコンビニ等店舗で取得できることを案内する。
	庁舎近隣コンビニ等店舗へ誘導	職員が庁舎の近隣にあるコンビニ等店舗のキオスク端末へ住民を誘導し、利用いただく。次回から近くのコンビニ等店舗で取得できることを案内する。
	窓口申請ツール活用し操作感を实感してもらう	窓口申請ツールを活用し、窓口又は窓口付近に設置した利用者操作端末で利用者にコンビニ交付と同じ画面操作を体験してもらい、次回からコンビニ等店舗に設置しているキオスク端末でも簡単に取れることを案内する。
定期的に広報・PR実施	広報誌や民間メディア等活用	住民向け広報誌、チラシ、ケーブルTV等を活用し、近くのコンビニ等店舗で証明書が簡単に取得できることをPRする。
	事業者店舗へのポスター掲示	市区町村内コンビニ等事業者各社の店舗に一斉にポスター掲示を依頼する。 (J-LISとコンビニ等事業者各社で共同製作したポスターもご活用ください)
	住登外者へお知らせ郵送	住所地と本籍地が異なる戸籍証明書のサービス開始に合わせて、住登外の方々すべてに戸籍証明書が簡単に取得できるサービスを開始した旨のお知らせを郵送し、利用促進を図る。
マイナンバーカードの利便性向上	マイナンバーカードAP搭載システム活用	マイナンバーカードアプリケーション搭載システムを使って、市区町村内で各種サービスを運営し、住民サービスメニューを増やしてマイナンバーカード保有による利便性を実感してもらう。

コンビニ交付利用率向上のヒント (取組事例紹介)

○コンビニ交付体験会を通じたカード取得促進

1. 概要

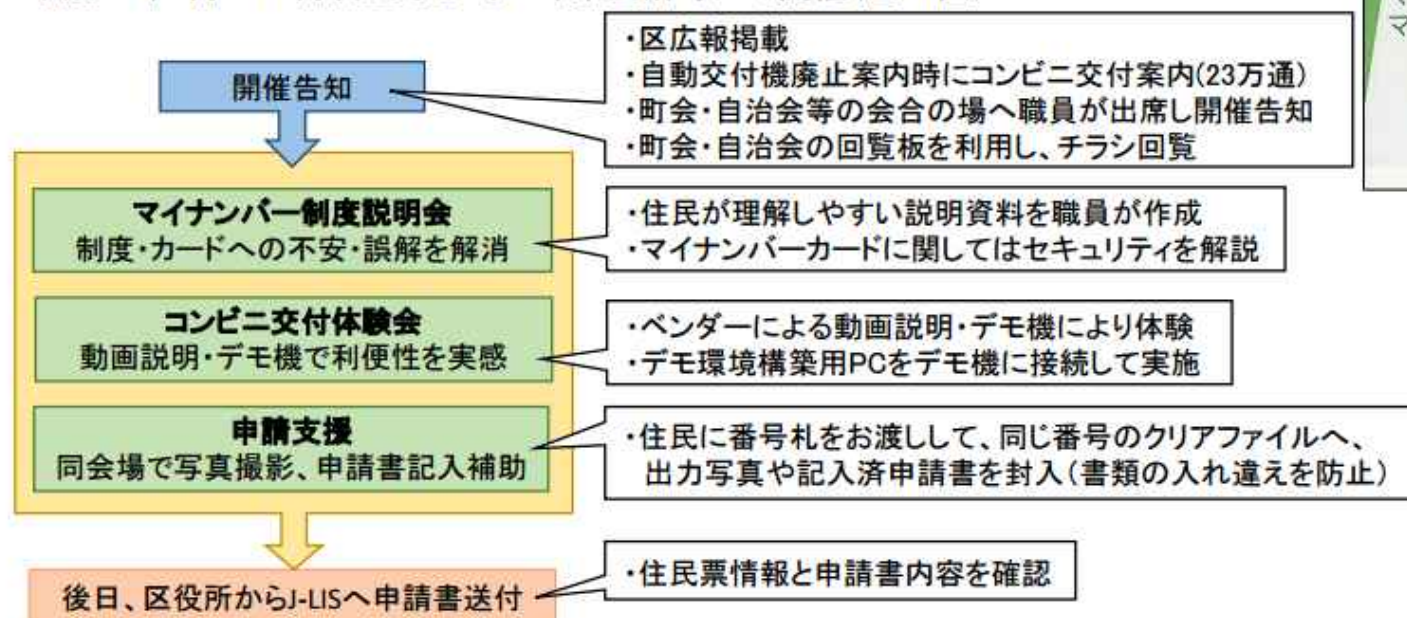
- 自治体職員によるマイナンバー制度説明会を開催、
その中でベンダーと連携したコンビニ交付体験会を実施
- あわせて説明会場にてカード申請サポートを展開

「マイナンバー制度説明会・コンビニ交付体験会」とは

平成29年2月に練馬区が全国で初めて実施。
(制度説明+デモ機操作によるコンビニ交付体験)
17回開催し、会場でカード申請受付を行ったところ、
700件(参加者の7割)を超えた。

2. 実施内容

平成29年9月～12月、区民センター、集会所等にて開催(全14回)



説明会資料



コンビニ交付デモ機
(コンビニ等設置のものと同じ)

3. 実績

マイナンバーカード申請件数: 14回開催で2,104件を受付

コンビニ交付導入後の利用率の向上に向けて

マイナンバーカードと印鑑登録証を併せ持ち、窓口でも店舗でも印鑑登録証明書の取得が可能です

カテゴリ	具体例	事例・備考等
マイナンバーカードの利便性向上	マイナンバーカードで印鑑登録証明書を交付できるよう印鑑条例等に規定する	コンビニ交付導入の際において、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を交付することができる旨を印鑑条例等に規定すれば、マイナンバーカードを印鑑登録証として必ずしも位置づける必要はなく、その場合、マイナンバーカードと従来の印鑑登録証を併せ持つことが可能となる。 ※ →マイナンバーカードがあれば窓口でもコンビニ等店舗でも印鑑登録証明書が取得できる 宮崎市では、住基カード及びマイナンバーカードの交付枚数が人口の約5割に達しており、コンビニ等店舗における取得率は約23%を占めている（平成27年度）

※ 総務省からは、関連する下記2つの通知が示されている。

①「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に関する質疑応答集」

（平成27年9月18日付け総行住第129号 各都道府県総務部長宛通知）

問3 個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合、個人番号カード以外の印鑑登録証等を同一人に対して交付してよいか。

答 個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合、印鑑登録証等の交付に代えることになるため、**同一人に対して個人番号カード以外の印鑑登録証等を交付することは認められない。**

マイナンバーカードを印鑑登録証として位置づける場合、個人番号カードと印鑑登録証との併用ができなくなる

②「社会保障・税番号制度担当者説明会やデジタルPMOにより当課に寄せられた質問に対する回答について」

（平成28年3月29日付け事務連絡 各都道府県社会保障・税番号制度担当課宛）

問65 印鑑登録証明事務処理要領においては、個人番号カードを印鑑登録証等として利用する場合は、従来の印鑑登録証等の交付に代えて個人番号カードを利用することとされていますが、コンビニ交付の導入後、個人番号カードを印鑑登録証と位置付けることなく、従来の印鑑登録証等と個人番号カードを合わせて持たせることは可能ですか。

答 差し支えありません。
なお、この場合の個人番号カードは印鑑登録証等に該当しないこととなるため、**個人番号カードを利用して印鑑登録証明書を交付することができる旨印鑑条例等に規定することが適当です。**

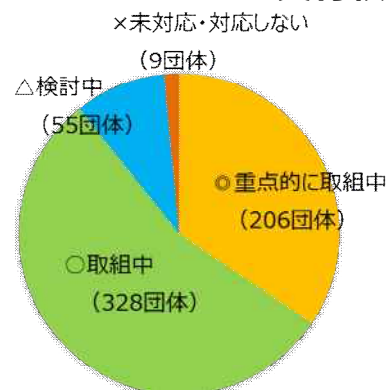
コンビニ交付の通数を増やす取組状況

平成30年度参加
団体アンケート結果

コンビニ交付の交付通数を増やすために各団体の取組（以下6項目）について選択形式で取組状況を調査。

- ① マイナンバーカード交付枚数を増やす
- ② 交付手数料の減額
- ③ 庁内設置又は近隣店舗のキオスク端末へ誘導
- ④ 広報等による定期的なP R活動
- ⑤ コンビニ等店舗へのポスター掲示
- ⑥ その他

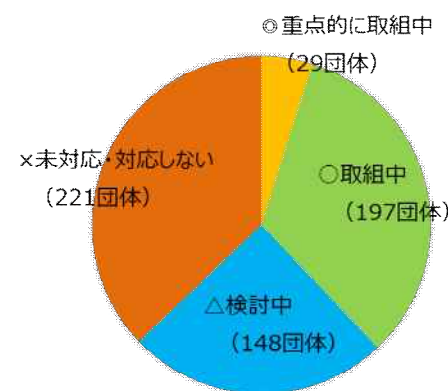
① マイナンバーカード交付枚数を増やす



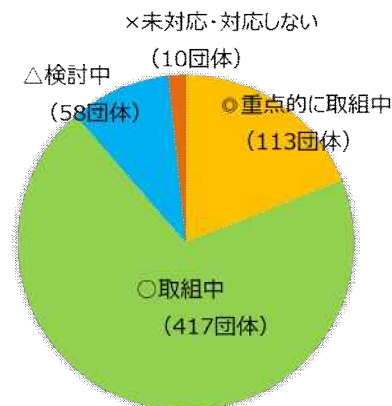
② 交付手数料の減額



③ 庁内設置又は近隣店舗のキオスク端末へ誘導



④ 広報等による定期的なP R活動



⑤ コンビニ等店舗へのポスター掲示



店舗でのポスター掲示等により認知度を上げることで、効果が期待できる

(参考) コンビニ交付普及策と交付通数の伸び率

手数料減額	定期的な広報	店舗ポスター掲示	団体数	H28交付通数実績	H29交付通数実績	伸び率
	全団体		299	1,034,464	1,824,691	1.76倍
○	—	—	111	706,542	1,190,797	1.69倍
—	○	—	269	962,385	1,708,324	1.78倍
—	—	○	105	282,268	579,765	2.05倍

コンビニ交付導入に伴う交付手数料の設定状況

平成30年度参加
団体アンケート結果

交付手数料の減額幅 (団体数と割合)

減額幅 (円)	窓口の手数料－コンビニ交付の手数料					
	住民票 の写し	住民票 記載事 項証明 書	印鑑登 録証明 書	税証明 書	戸籍証 明書	戸籍の 附票の 写し
300					1 (1%)	
230					1 (1%)	
200					2 (1%)	
150	6 (2%)	2 (7%)	6 (2%)	5 (3%)	4 (2%)	5 (4%)
100	69 (23%)	4 (15%)	69 (23%)	52 (27%)	22 (12%)	18 (14%)
50	35 (12%)	5 (19%)	35 (12%)	16 (8%)	18 (9%)	12 (9%)
20	1 (0%)		1 (0%)	1 (1%)		
0	188 (63%)	16 (59%)	188 (63%)	120 (62%)	141 (74%)	96 (73%)
	299	27	299	194	189	131

交付手数料の設定状況 (団体数)

交付 手数料 設定額 (円)	窓口の手数料						コンビニ交付の手数料					
	住民票 の写し	住民票 記載事 項証明 書	印鑑登 録証明 書	税証明 書	戸籍証 明書	戸籍の 附票の 写し	住民票 の写し	住民票 記載事 項証明 書	印鑑登 録証明 書	税証明 書	戸籍証 明書	戸籍の 附票の 写し
100	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0
150	4	1	4	2	0	1	13	3	13	9	1	6
180	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0
200	56	2	59	43	0	15	116	5	119	86	0	30
220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
250	5	0	6	3	0	3	35	6	36	19	3	16
300	221	23	215	133	0	104	126	13	120	70	4	74
350	9	1	11	9	1	4	5	0	7	5	21	3
400	4	0	4	4	0	4	2	0	2	3	18	2
450	0	0	0	0	188	0	0	0	0	0	141	0
	299	27	299	194	189	131	299	27	299	194	189	131

50円減額している団体の交付通数の伸び率が1位
→ 広報等との相乗効果で更に普及拡大を！

交付手数料の減額幅と交付通数の伸び

	交付通数 (千通)														減額幅に対する証明書交付通数の伸び率							
	平成28年度							平成29年度														
減額 幅 (円)	住民票 の写し	住民票 記載事 項証明 書	印鑑登 録証明 書	税証明 書	戸籍証 明書	戸籍の 附票の 写し	合計	住民票 の写し	住民票 記載事 項証明 書	印鑑登 録証明 書	税証明 書	戸籍証 明書	戸籍の 附票の 写し	合計	住民票 の写し	住民票 記載事 項証明 書	印鑑登 録証明 書	税証明 書	戸籍証 明書	戸籍の 附票の 写し	合計	
300					0.1		0.1					0.2		0.2						2.0		2.0
230					2.6		2.6					3.6		3.6						1.4		1.4
200					3.0		3.0					3.3		3.3						1.1		1.1
150	42.8	1.0	33.4	12.7	0.6	0.6	91.1	52.2	1.1	40.1	15.9	0.7	0.6	110.6	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3	1.1	1.2	
100	207.0	0.3	182.1	24.7	8.1	0.6	422.9	322.8	1.1	274.8	47.3	17.3	1.4	664.6	1.6	3.3	1.5	1.9	2.1	2.2	1.6	
50	87.1	0.5	77.7	2.4	7.1	0.8	175.6	188.2	2.7	165.8	10.5	16.7	2.0	385.9	2.2	5.7	2.1	4.4	2.3	2.3	2.2	
20	0.9		1.0				2.0	1.3		1.4				2.8	1.4		1.4	1.7			1.4	
0	158.3	0.8	149.0	13.1	10.2	1.8	333.2	302.6	2.0	267.0	35.7	35.5	4.1	647.0	1.9	2.4	1.8	2.7	3.5	2.3	1.9	
	496.2	2.6	443.3	53.0	31.6	3.8	1030.5	867.0	7.0	749.0	109.5	77.4	8.1	1818.0	1.7	2.7	1.7	2.1	2.4	2.1	1.8	

コンビニ交付の導入効果について

平成30年度参加
団体アンケート結果

コンビニ交付導入後の導入効果について551団体から1082件の回答を得た。（選択形式にて複数回答可）

選択項目	回答数
①住民サービスの向上が図れた	509
②窓口職員の負担軽減が図れた	146
③窓口の負担軽減により、職員を他の住民サービスに充てることができた	25
④住登外者への戸籍証明書交付サービス導入により、担当職員の負担軽減が図れた	44
⑤マイナンバーカードの普及拡大に効果があった	286
⑥証明書交付の自動化が推進でき、経費軽減が図れた	15
⑦らくらく窓口証明書交付サービスの導入により、窓口職員の負担軽減が図れた	1
⑧子育てOSS電子申請接続サービスの導入により、利便性が向上した	2
⑨窓口拠点の統廃合を進められ、経費軽減が図れた	16
⑩その他	38



自動交付機廃止による経費削減	3
郵便請求件数減少	1
遠隔避難者への証明書交付	1
マイナンバーカード作成を促しやすくなった	2
営業時間外の証明書交付	3
休日夜間の窓口業務時間縮小	1
利用定着化の途上であり、導入メリットへの実感が乏しい	9
その他	24

コンビニ交付ポータルサイト

<https://www.lg-waps.go.jp/>

コンビニ交付ポータルサイトでは
住民の皆様へ、コンビニ交付をご利用いただくために、操作方法や利用できる市町村の検索などの最新情報を毎月更新してご提供しています。
是非、住民の皆様にご知らせいただき、ご活用ください。

<概要>

- ・お知らせ・新着情報
- ・コンビニ交付とは

<ご利用者向け>

- ・サービスご利用前に必要なこと
- ・住所地の各種証明書取得方法
- ・本籍地の戸籍証明書取得方法
- ・利用できる市区町村
- ・利用できる店舗情報
- ・よくある質問

<証明書を受け取った方向け>

- ・受け取った証明書の確認方法
- ・よくある質問

コンビニエンスストア等における
証明書等の自動交付

コンビニ交付

全庁サービス開始ボタン
大 中 小

現在の場所: お知らせ・新着情報

お知らせ・新着情報

コンビニ交付とは

コンビニ交付の利用

サービスご利用前の準備

証明書の取得方法

本籍地の戸籍証明書取得方法

利用できる市区町村

利用できる店舗情報

よくある質問
(住民の方向け)

証明書を受け取る
企業・団体等の方

受け取った証明書の確認方法

受け取った証明書の確認サイト

よくある質問
(企業・団体等の方向け)

関連サイトへの外部リンク

総務省
住民基本台帳ネットワーク

マイナンバー制度とマイナンバーカード
(総務省)

地方公共団体
情報システム機構

マイナンバーカード
総合サイト
(地方公共団体
情報システム機構)

これからは、いつでも、どこでも、マイナンバーカードで！

お知らせ

新着情報

- ・ 2016年5月18日 お住まいの市区町村と本籍地の市区町村が異なる方への戸籍証明書の交付サービスを開始しました。
「利用できる市区町村」にて、本籍地が本サービスを開始しているかご確認の上、ご利用ください。
- ・ 2016年2月18日 今後の参加予定を含めた市区町村の参加状況を追加しました。
(コンビニ交付がご利用できる市区町村)
- ・ 2016年2月9日 マイナンバーカード対応を登録し、リニューアルしました。

ページの先頭へ

スマートフォンに対応しました。
市区町村検索機能を追加しました
(平成29年9月)

市区町村検索機能に、メンテナンス
情報(利用できない旨の連絡)表
示機能をリリース
(平成30年7月)

最終更新日: 平成28年5月19日
このサイトについて

copyright(c) 2016 J-LIS All rights Reserved

広報資料(事業者共同ポスター)

コンビニ交付参加団体にご案内している共同ポスターです。市区町村内の店舗に貼っていただけるほか、広報資料等にもご利用いただけます。

**ご安心ください
これを取れます**

いつでも! 近くで! カンタンに!

個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

サービスが利用できる店舗	取得できる証明書	ご利用可能時間
- セブンイレブン - ローソン - サークル - サンクス - ファミリーマート - セイコーマート	- 住民票の写し - 印鑑登録証明書 - 各種証明書 - 住民票記載事項証明書 - 戸籍全宗(個人)事項証明書 - 戸籍の附票の写し	6:30~23:00 (12月29日~1月3日を除く) ※平日午前(個人)事項証明書及び印鑑登録証明書の写しについては平日午前6:30~9:00となります。

ご利用にあたっては、個人番号カード(または住民カード)が必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント

- 店舗内のマルチコピー機をご自分で操作するので安心です。証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは **コンビニ交付** 検索 **Q** または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

コンビニ交付及び個人番号カードに関するお問い合わせ先
〇〇〇市〇〇〇課 コンビニ交付担当まで
☎ 01 2345 6789 ✉ xxxxx@yyyyy.zzz.jp

コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。

提出期限 2016年 ××月××日

**えっ! 住民票が
コンビニで!?**

いつでも! 近くで! カンタンに!

個人番号カードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などが、全国のコンビニエンスストア等で取得できるようになります。

サービスが利用できる店舗	取得できる証明書	ご利用可能時間
- セブンイレブン - ローソン - サークル - サンクス - ファミリーマート - セイコーマート	- 住民票の写し - 印鑑登録証明書 - 各種証明書 - 住民票記載事項証明書 - 戸籍全宗(個人)事項証明書 - 戸籍の附票の写し	6:30~23:00 (12月29日~1月3日を除く) ※平日午前(個人)事項証明書及び印鑑登録証明書の写しについては平日午前6:30~9:00となります。

ご利用にあたっては、個人番号カード(または住民カード)が必要となります。

コンビニ交付 安心のポイント

- 店舗内のマルチコピー機をご自分で操作するので安心です。証明書取得後のデータは一切残りません。

詳しくは **コンビニ交付** 検索 **Q** または、右記のQRコードよりサイトにアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

コンビニ交付及び個人番号カードに関するお問い合わせ先
〇〇〇市〇〇〇課 コンビニ交付担当まで
☎ 01 2345 6789 ✉ xxxxx@yyyyy.zzz.jp

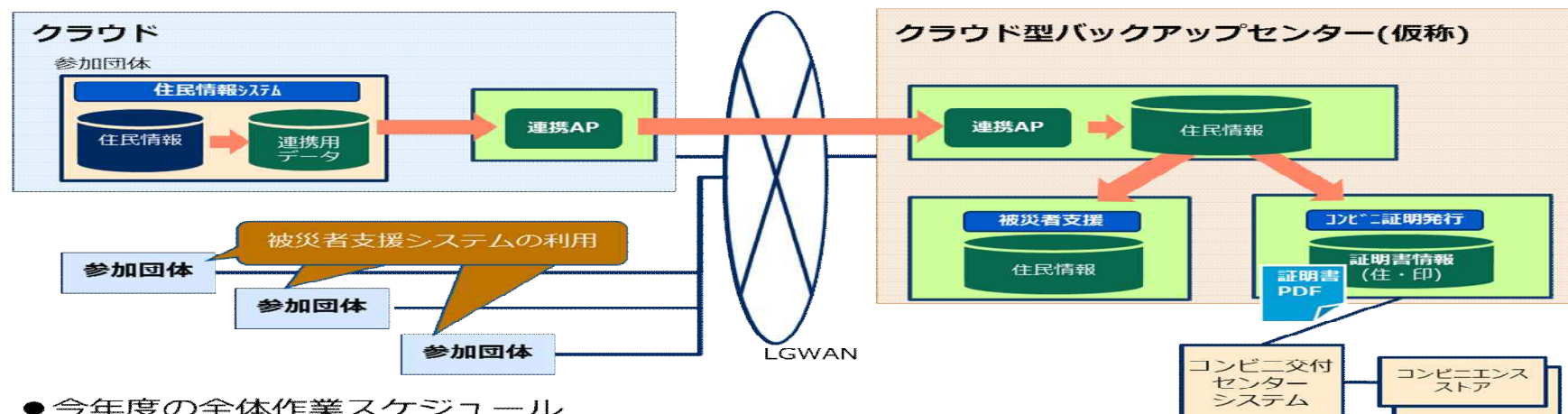
コンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構が運営しているサービスです。

提出期限 2016年 ××月××日

小規模市町村向けコンビニ交付サービス・被災者支援システムのクラウド化の試行について

- 試行の目的：主に小規模市町村を支援するため、BCP対策及びコンビニ交付サービスの普及促進策として、市町村の住民情報データを遠隔地へバックアップとして保管するとともに、コンビニ交付や被災者支援業務に活用するためのバックアップセンター（以下「クラウド型バックアップセンター(仮称)」という。）を構築して、その有用性を検証する。
- 試行の内容：
 - ① 参加団体の住民情報システムからクラウド型バックアップセンター（仮称）に対して住民情報データのバックアップデータを連携する。
 - ② 連携したバックアップデータを、コンビニ交付サービス向けの証明発行（住民票の写し、印鑑登録証明書）及び被災者支援システムに活用する。
- 参加団体：高知県内の3団体（大豊町、土佐町、仁淀川町）
- 試行期間：2019年度第4四半期～2020年度末（予定）
- 期待される効果：
 - ・小規模市町村がコンビニ交付に参加する際の費用負担を軽減することにより、コンビニ交付サービスの導入促進に貢献できる可能性がある。
 - ・住民情報データのバックアップ機能及び被災者支援システムをクラウド型（共同利用型）で提供することにより、市町村におけるBCP対策及び被災者支援業務のさらなるシステム化に貢献できる可能性がある。

● システム構成イメージ



● 今年度の全体作業スケジュール

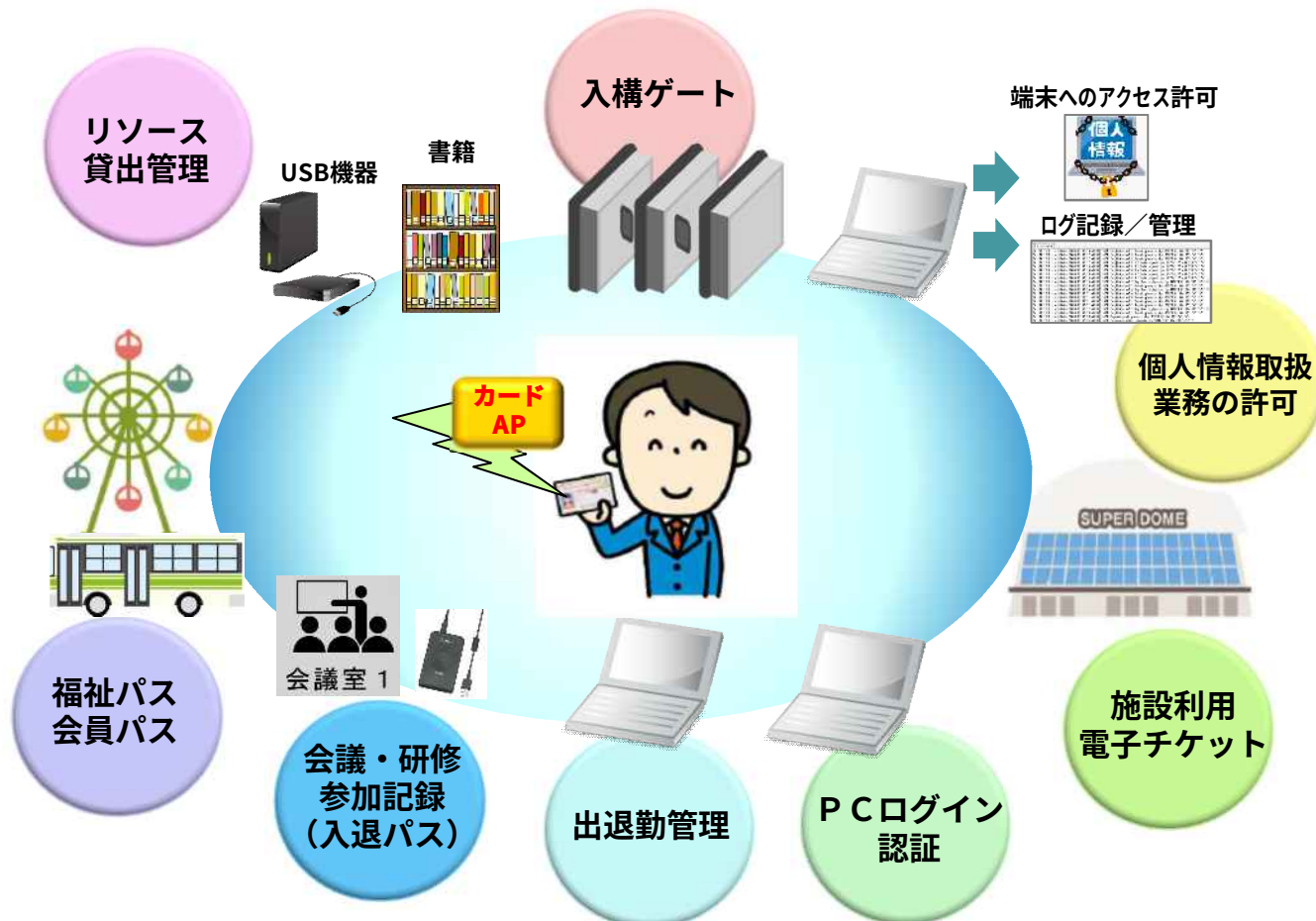
	2019年 4月～6月	7月～9月	10月～12月	2020年 1月～3月	2021年 4月～3月
全体作業	参加団体側の準備作業 クラウド型バックアップセンター（仮称）構築		検証・試験	試行運用	

マイナンバーカード アプリケーション搭載システム

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムとは

- マイナンバーカードに地方公共団体等がカードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載するシステムです。職員や住民向けの様々なサービスを行うことができます。
- マイナンバーカードにカードAPを搭載するシステム及びカードAP内の情報を読み書きするソフトウェアはJ-LISよりご提供しており、システム経費を抑えて独自のサービスを構築できます。
- カードAPを搭載した利用者はマイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになります。

<マイナンバーカードアプリケーション搭載システム活用例>



メリット①
マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

メリット②
カードの有効期限が10年間、長期に亘り継続利用できる

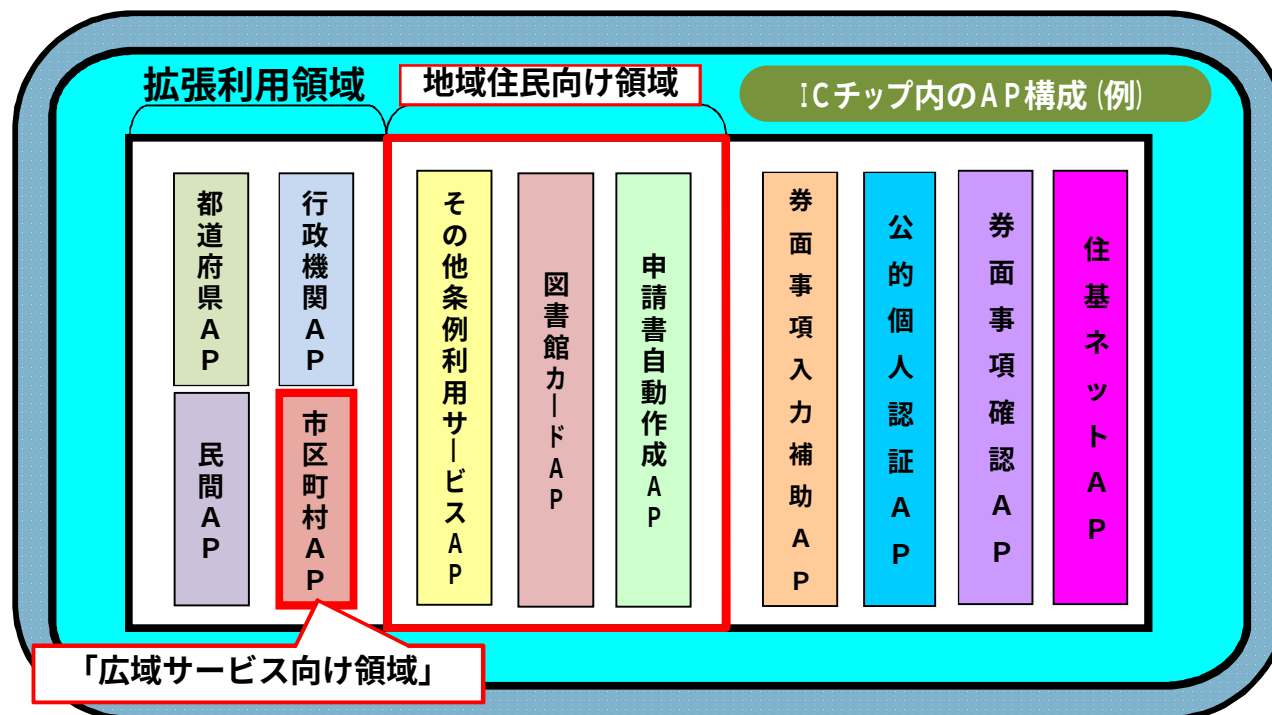
メリット③
国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

メリット④
経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

メリット⑤
複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

マイナンバーカードのICチップ (空き領域) の利活用について

市区町村が活用できる領域

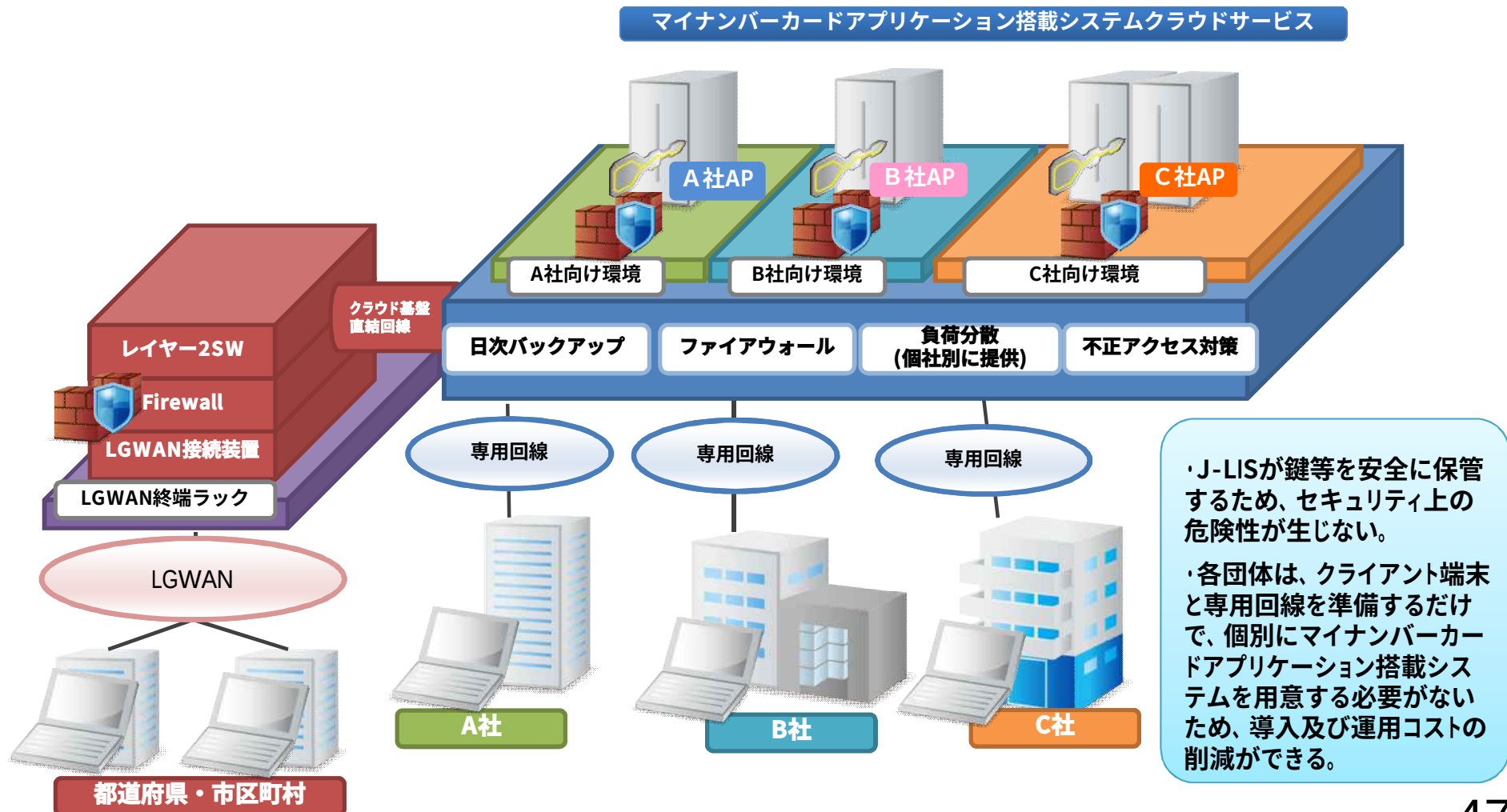


「地域住民向け領域」と「広域サービス向け領域」の使い分け

	根拠法令	条例制定の必要性	転出の際の処理	具体的な利活用シーン
地域住民向け領域	番号法18条1号	あり	転出とともにアプリが自動で消える	- 選挙の投票所入場受付の際の入場券のかわりとして - 地域住民限定の割引サービス券として
広域サービス向け領域	番号法18条2号 番号法施行令18条2項2号	あり	転出しても消えない	- 他自治体の住民にも開かれた図書館の利用カードとして - 自治体職員の職員証として

マイナンバーカードAP搭載システムのクラウドサービス提供

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、マイナンバーカードにカードAPを搭載する各団体（国、都道府県、市区町村、民間事業者等）において、それぞれカードアプリケーション搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、マイナンバーカードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



おわりに

●コンビニ交付及び地方認証プラットフォーム関連資料提供のご案内

コンビニ交付の最新資料（住所地と本籍地が異なる戸籍証明書に係る資料、キオスク端末庁内設置及び広域交付インタフェース仕様書等）を公開しています。

資料提供申し込みの手続き方法は、当機構のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html

●マイナンバーカードAP搭載システム関連資料提供のご案内

マイナンバーカードアプリケーション搭載システムの最新資料を公開しています。

資料提供申し込みの手続き方法は、当機構のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap_001.html

本件に係るお問い合わせは、下記までご連絡ください。

地方公共団体情報システム機構 研究開発部

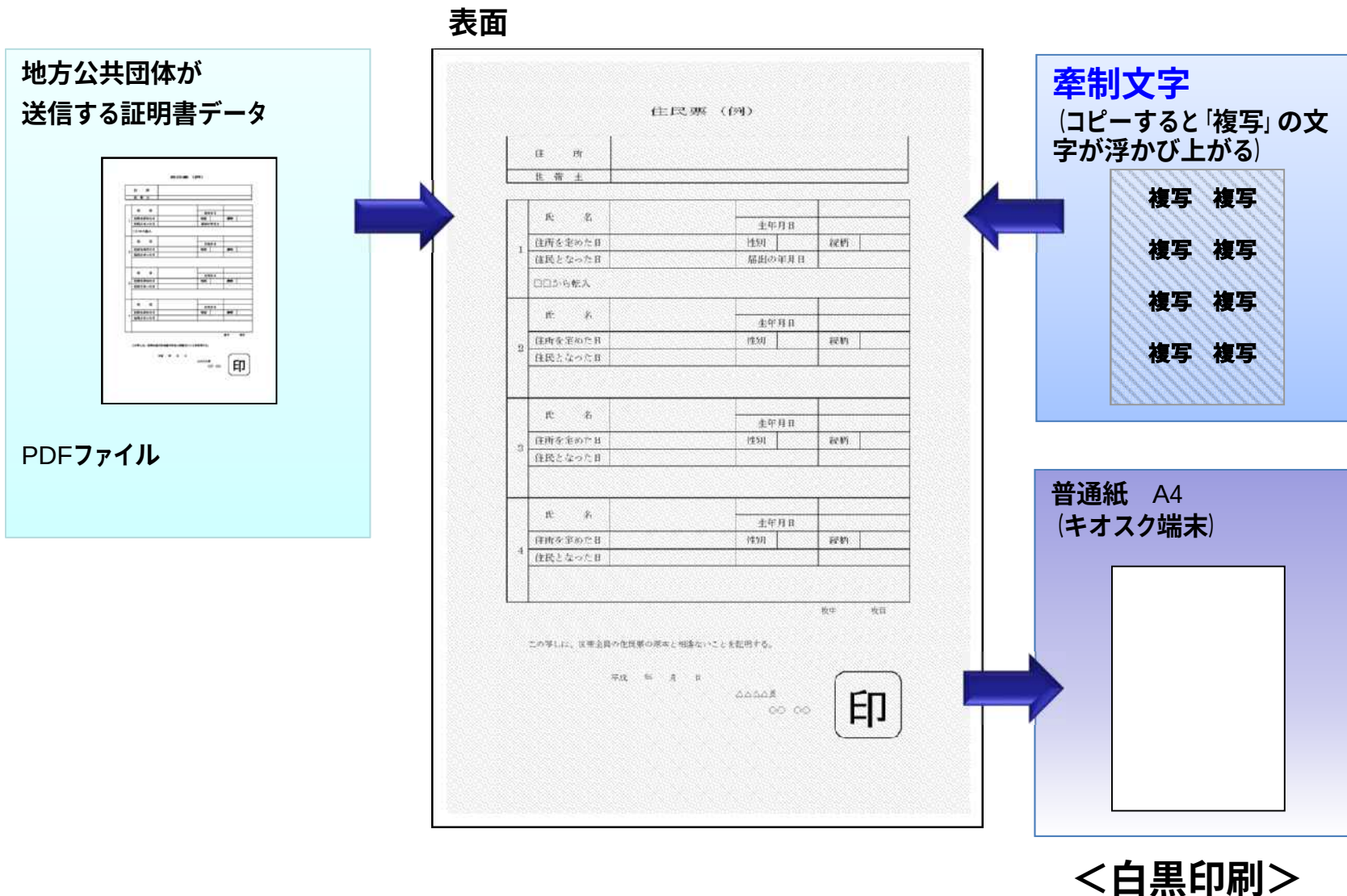
電話：03-5214-8002

ホームページ：<https://www.j-lis.go.jp/>

以下、参考資料

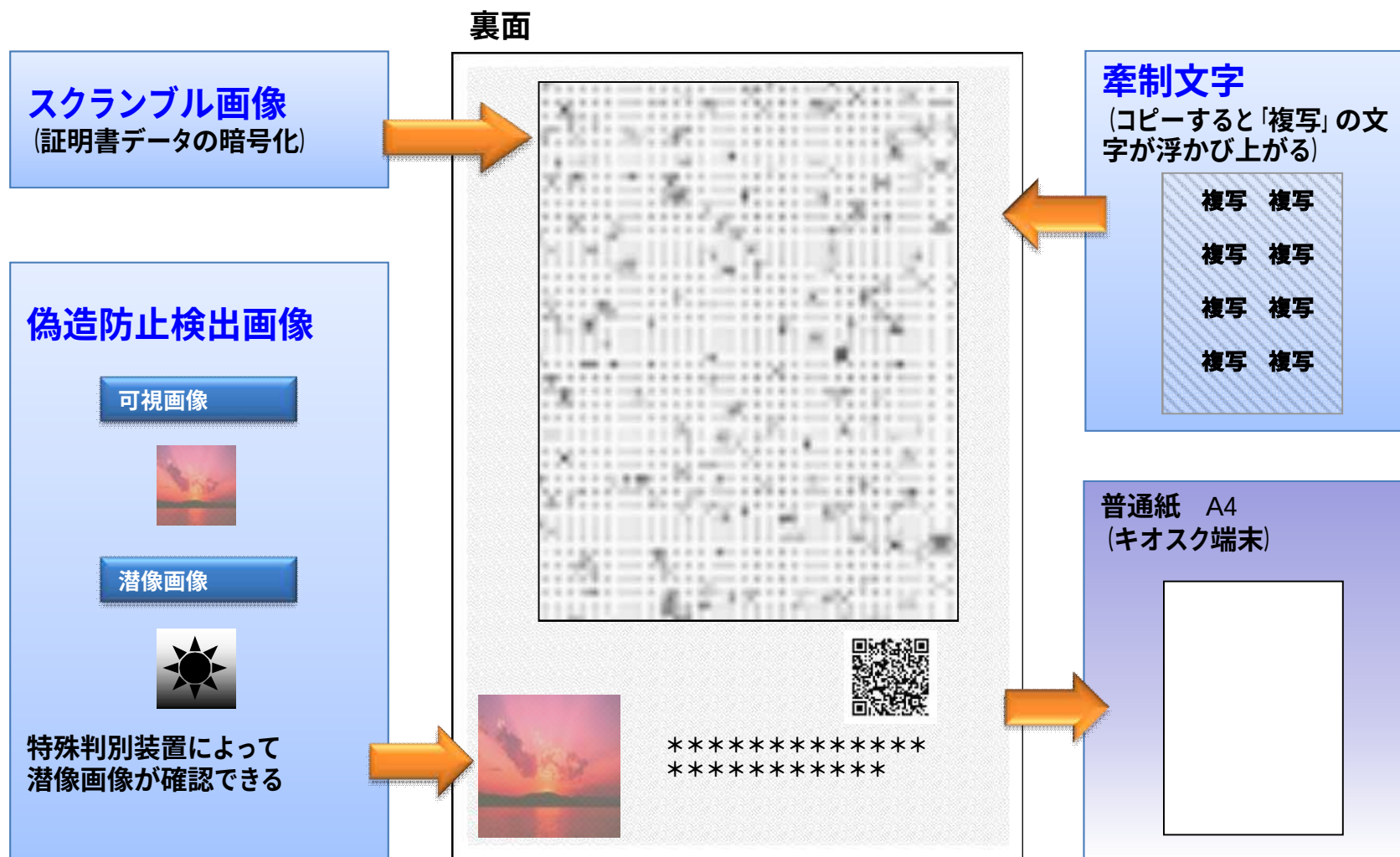
コンビニ交付を支える証明書のセキュリティ技術

印刷のイメージ (おもて面)



コンビニ交付を支える証明書のセキュリティ技術

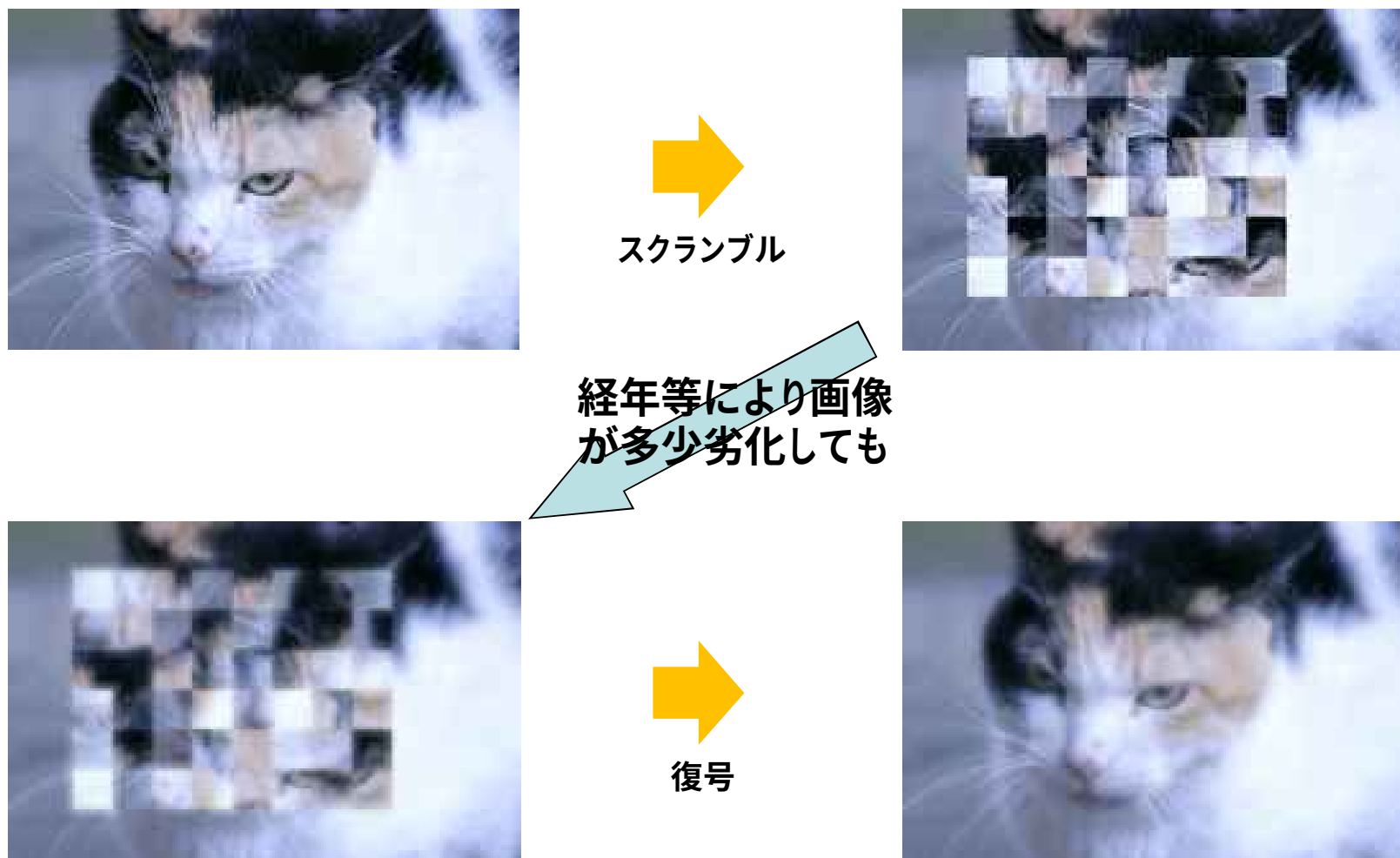
印刷のイメージ (うら面)



<カラー印刷>

スクランブル画像による改ざん防止の仕組み (解説)

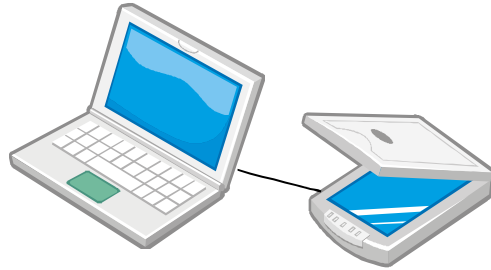
- ・画像データを、暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷
- ・スキャンしたときに多少劣化しても、判読可能なレベルで復元が可能



長期保存された証明書がいつでも再現できて、改ざん有無の確認が可能となる

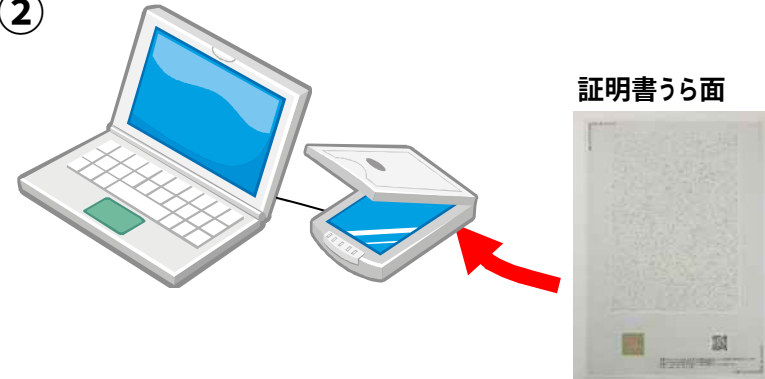
スクランブル画像の確認手順

①



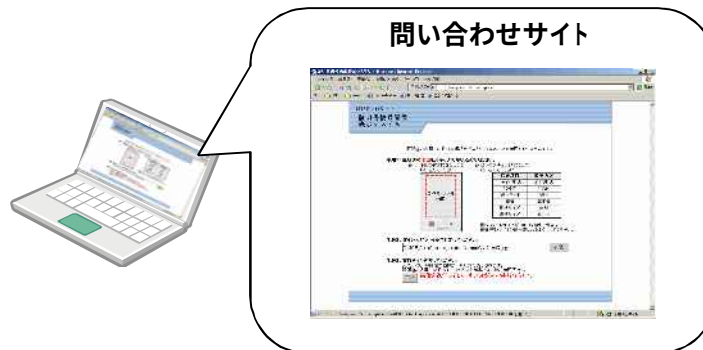
インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。

②



お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。

③

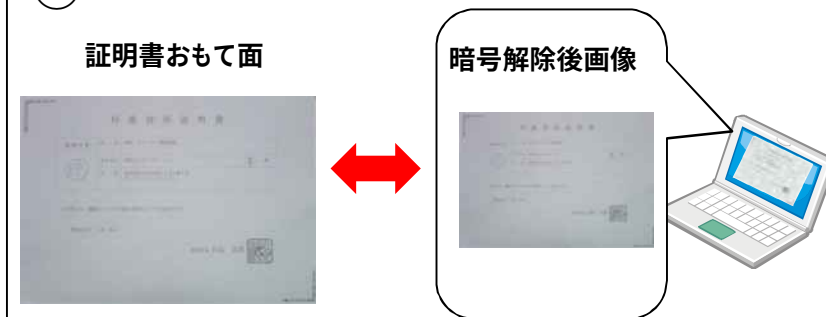


問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。

■ 問い合わせサイトのURL

<https://cdid.lg-waps.jp/>

④



暗号を解除した画像がパソコン画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

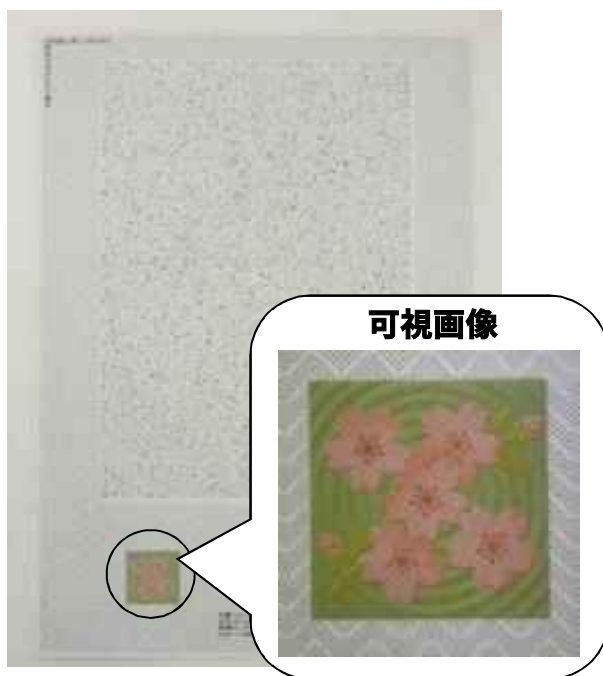
偽造防止検出画像の確認方法

偽造防止検出画像は、複製防止のために、コンビニ等で交付される証明書等のうら面に印刷されている画像です。

この画像には、目視で確認できる画像（可視画像）に加え、可視画像の裏に隠れている画像（潜像画像）が印刷されています。特殊な画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。

偽造防止検出画像を確認する方法は、次のとおりです。

①



証明書うら面の可視画像
(桜)をご確認ください。

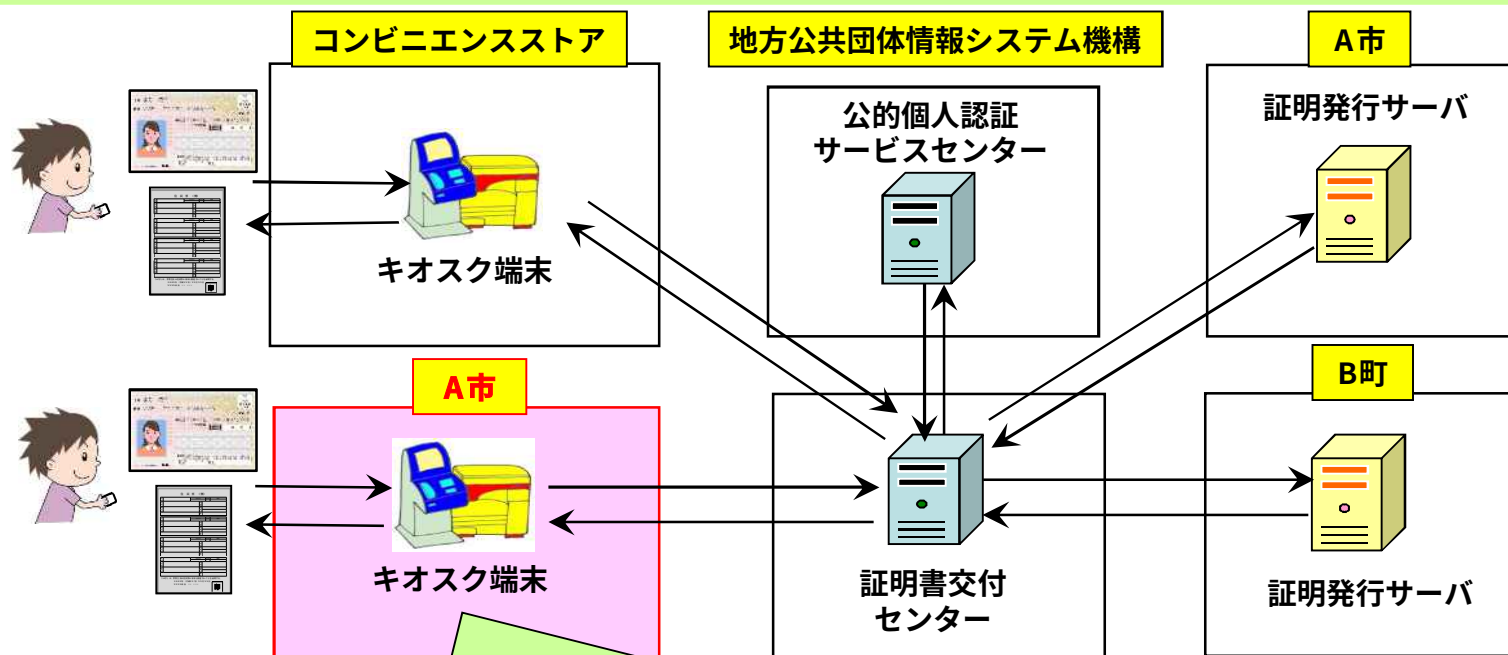
②



特殊な画像確認器具で見ると、可視画像（桜）が消えて、潜像画像（○に「証」の字）が浮かび上がります。
コピーされたものは、潜像画像が見えません！

キオスク端末の庁内設置（市町村がコンビニ事業者等となるケース）

76市区町137拠点で設置が進んでいます！（令和元年6月13日現在）



庁舎内に、キオスク端末を設置することが可能。
視覚障がい者に対応した庁内設置専用のキオスク端末も登場しています。

導入のメリット

- ・自動交付機と同様に証明書の交付が可能
- ・住民に対して、その場でコンビニ交付の操作説明をすることが可能。（コンビニ交付の利用促進が期待される）

設置の主な条件（市町村での準備）

- ・コンビニ事業者店舗としての機器設置（キオスク端末及び専用回線の調達、監視カメラの設置）
- ・コンビニ事業者としての契約
- ・コンビニ店員としての運用（つり銭・消耗品補充、障害の一次対応、忘れ物届出、印刷不良の返金、月次清算等）

詳細については、市町村とキオスク端末運営事業者で調整をお願いいたします。

住所地と本籍地が異なる方の戸籍証明書等交付 (画面イメージ)

1) 利用登録申請 (キオスク端末からの申請)

本籍地の市区町村を選択してください。

サービスを提供している市区町村のみ選択できます。

サンプル1市 サンプル2区

サンプル3郡サンプル4町

終了する 前画面へ 確定する

本籍地市区町村選択画面

本籍 (東京都千代田区千代田1番) 中止

本籍 (市区町村必置) を入力し「検索」ボタンを押してください。本籍を入力後、「OK」ボタンを押してください。

検索 ① 八咫 ② 八尋 ③ 矢広 ④ 矢比呂 ⑤ 屋弘 次候補

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	ー	あ	や
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ		い	ゆ
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	を		う	よ
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	ん		え	っ
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	空白	お	ー	
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	(スペース)			

戻る カタカナ アルファベット 変換 OK

キオスク端末側の制御

申請情報入力画面

画面に表示されるキーボードを使って本籍、筆頭者氏名、連絡先電話番号を入力

セキュリティコードを入力してください。

生年月日 (西暦(年)・月(月)・日(日)) 有効期限 (西暦(年)) セキュリティコード (4桁)

010331 2025 1234

セキュリティコード欄にはここに記載されている4桁を入力(例:1234)

1 2 3
4 5 6
7 8 9
訂正 0

終了する 確定する

照合番号B入力画面 (券面事項入力補助AP)

券面事項入力補助APを使って申請者の4情報を入力

・申請番号及び利用登録状況の確認方法を表示
・戸籍データの紐付けに要する日数や連絡先等の市区町村メッセージを表示

2) 利用登録確認

本籍地の市区町村に申請しました。

申請番号は「1355-5000-0000-0272」です。

申請番号は、以下の登録状況確認サイトにおいて、登録状況を確認する際に必要となります。この画面以降、申請番号は表示されませんので、必ず申請番号をお控えいただきますようお願いいたします。なお、申請番号の印刷も可能です(有料10円)。申請番号の印刷が不要の場合は終了するボタンを押してください。

登録状況確認サイト <http://ks-lg-waps.jp/ksgr/#/guk>

東京都サンプル郡サンプル町から次のメッセージを受信しました。

申請を受け付けました。審査完了まで5営業日ほどかかります。申請後にお気付きの点等ございましたら、お手数ですが、市区町村窓口(電話番号:*****)までご連絡ください。

終了する 申請番号を印刷する

申請情報送信完了画面

証明書交付サービス(コンビニ交付) 利用登録状況確認

戸籍証明書交付の利用登録申請サイト

コンビニエンスストア等で戸籍証明書の交付を受けるための利用登録申請状況を確認します。

2. 利用登録状況確認

手順1: 利用登録申請完了後に表示された申請番号(16桁)を入力してください。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 ー

手順2: 登録状況確認ボタンを押してください。

本籍地の市区町村に利用登録状況を確認します。

登録状況確認

申請番号入力画面

証明書交付サービス(コンビニ交付) 戸籍証明書交付の利用登録申請サイト

申請番号: 4799-0000-0000-3453

ステータス: 利用登録完了

沖縄県サンプル市から次のメッセージを受信しました。

利用可能です

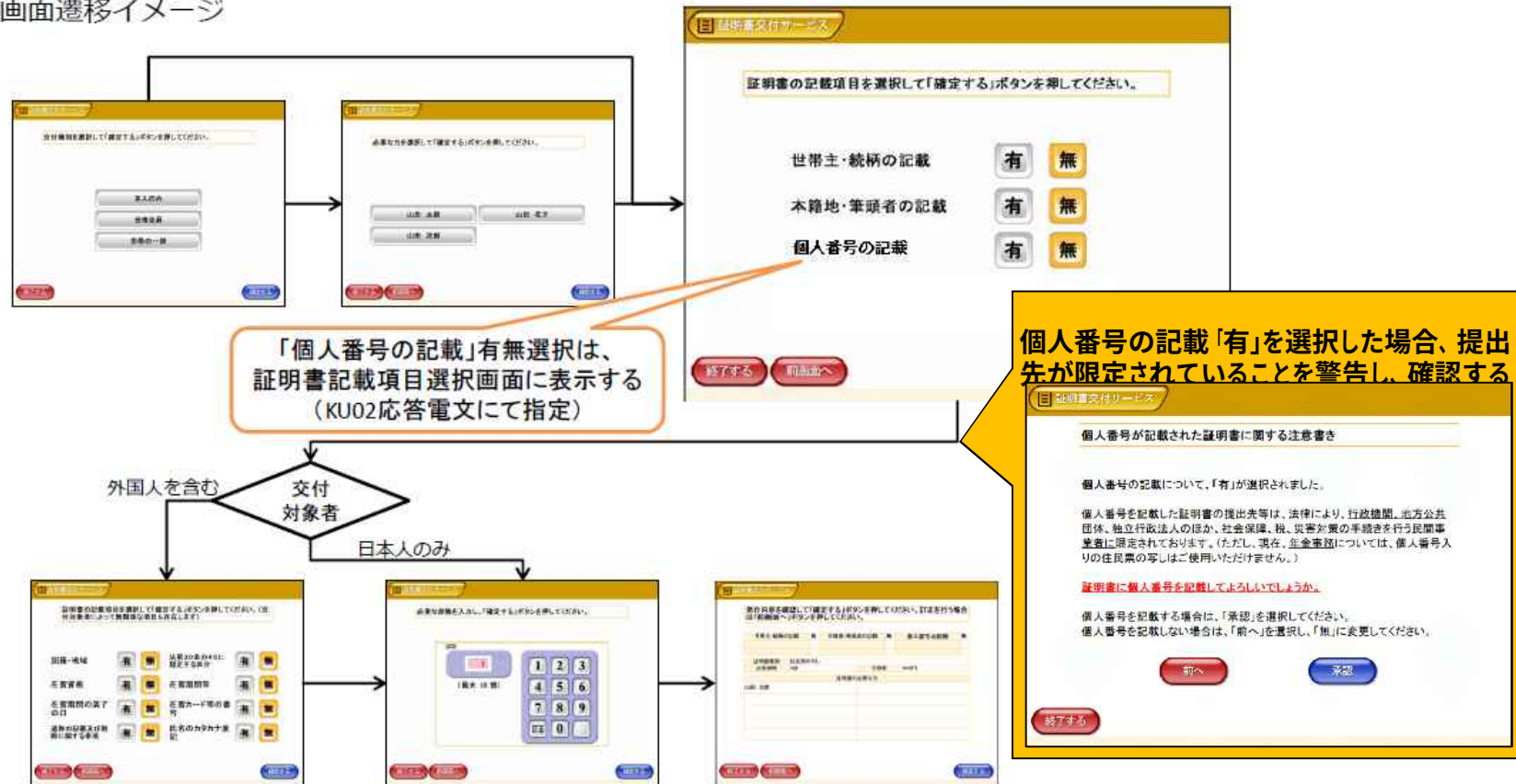
詳しく見る

確認結果表示画面

個人番号の記載有無に関する選択機能

「広域交付システムインタフェース仕様書」に準拠することにより、住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付において、利用者が「個人番号の記載」有無について選択することが可能となります。

画面遷移イメージ



証明発行サーバに個人情報と共に個人番号を管理する場合、市町村でPIA（特定個人情報保護評価）の実施が必要となります。

- 案1) 既存住基システムのPIAと一緒に整理（提供先、委託事業者へのリスク対策等を追記）
- 案2) 既存住基システムのPIAとは別に整理

コンビニ交付の多言語対応

コンビニ交付では次のとおり多言語（6ヶ国語）対応を実施しています。

対応言語：英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

多言語対応する証明書の種類：住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

画面サンプル

言語選択

英語

中国語（簡体）

中国語（繁体）

目 証明書交付サービス

カードを取り外すと、次の画面に進みます。



日本語
English
中国語
中国語(繁体)
韓国語
スペイン語
ポルトガル語

中止する

目 証明書交付サービス

Please select required certificate.

Some of instructions shown in Japanese.

Copy of Resident Record 住民票の写し

Certificate of Items Stated 住民票記載事項証明書の説明

Seal REG-Certificate 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

End 終了する Continue

目 証明書交付サービス

请选择所需要的证明书。按“确定”键。

住民票及印章登录证明书以外皆用日语进行对应。

住民票的副本 住民票の写し

住民票记载事项证明书 住民票记载事项証明書の説明

印章登录证明书 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

结束 終了する 确定

目 証明書交付サービス

請選擇所需的證明書後，按「確定」按鈕。

除了住民票及印章登錄證明書之外，僅以日語提供服務。

住民票副本 住民票の写し

住民票記載事項證明書 住民票記載事項証明書の説明

印鑑登錄證明書 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍證明書

戸籍の附票の写し

结束 終了する 确定

日本語

韓国語

スペイン語

ポルトガル語

目 証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し 住民票の写し

住民票記載事項証明書 住民票記載事項証明書の説明

印鑑登録証明書 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

終了する 確定する

目 証明書交付サービス

필요한 증명서를 선택한 후 “확정” 버튼을 누르십시오.

주민표 및 인감등록증명서 이외는 일본어로 대응해 드립니다.

주민표사본 住民票の写し

주민표 기재 사항 증명서 住民票記載事項証明書の説明

인감등록증명서 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍의附票의写し

종료 終了する 확인

目 証明書交付サービス

Seleccione el certificado que desea.

Algunas instrucciones son solo en japonés.

Cert. de residencia 住民票の写し

Cert. de datos registrados 住民票記載事項証明書の説明

Cert. de registro de sello 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

Finalizar 終了する Continuar

目 証明書交付サービス

Escolha o certificado desejado

Alguns certificados são atendidos em japonês.

Atestado de Residência 住民票の写し

Certif. dos Itens Descrit. 住民票記載事項証明書の説明

Certificado de Carimbo 印鑑登録証明書の説明

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

Finalizar 終了する Continuar

コンビニ交付サービスの見通し

番号制度開始後のコンビニ交付に関する疑問

情報連携が進展していくと、紙の証明書は無くなっていくのではないかと

情報連携とは、

社会保障・税・防災の分野限定し、利用可能。ただし、当面は官官連携のみ
(印鑑登録制度や戸籍制度では利用不可)

「民間利用(官民の情報連携)については、法律施行(平成27年)後、3年(平成30年)をめどに、その段階での法律の施行状況をみながら、検討を加えたうえで、必要があると認めた場合には、国民の皆様の理解を得ながら、所要の措置を講じる」(内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページより抜粋・加筆)

民間利用(官民連携)が開始されたとしても情報連携投資の可否等を考慮すると...

大手のインフラ系企業の情報連携はすぐに可能だが、

多くの企業は情報連携がすぐにできない

電気・ガス等のインフラ関連会社、クレジットカード会社、銀行等の金融機関

中小の不動産会社、住宅販売会社、自動車販売会社等

当面、市区町村から「紙」の証明書が無くなるわけではない

今後もコンビニ交付は有効！

[参考 コンビニ交付の証明書交付割合]

44%: 印鑑登録証明書→民間事業者に提出される

48%: 住民票の写し →住宅関係手続など多くの民間事業者に提出される

5%: 各種税証明書

3%: 戸籍証明書、戸籍の附票の写し